

第1部 子ども・若者の現状

第1章 子ども・若者の人口

1 子ども・若者の人口推移

令和4年10月1日現在の本県の総人口は1,040,971人であり、このうち子ども・若者（0～39歳）の人口は、340,338人で、総人口の32.7%を占めている。

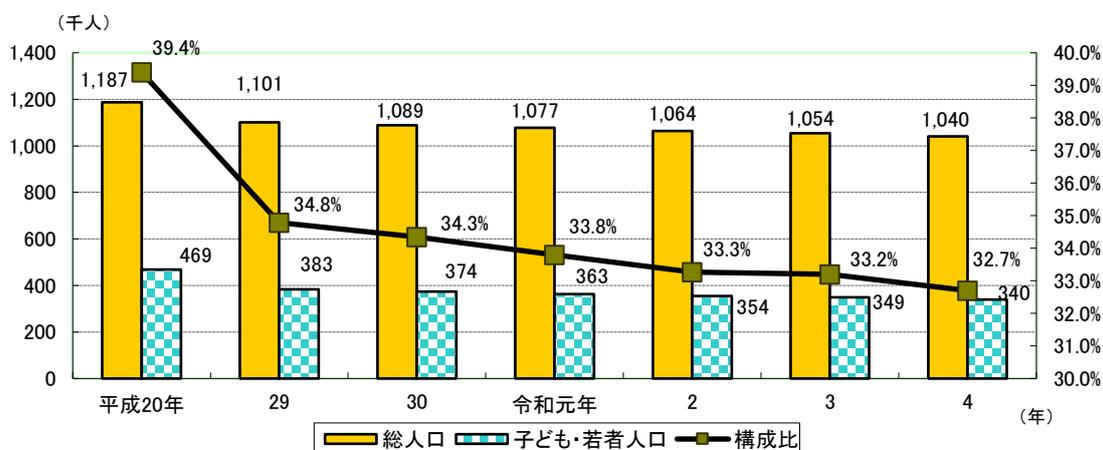
本県の人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少しており、平成20年には4割を切り、令和4年は32.7%で平成20年より6.7ポイントの減少となっている。

また、年齢ごとの人口を見ると、令和4年10月1日現在の1歳の人口は5,929人と、最も多い72歳の人口19,239人の約31%程度となっている。

図表1-1 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移

(単位：千人)

区分 年次	総人口	子ども・若者人口 (0～39歳以下)	構成比
平成20年	1,187	469	39.4%
29年	1,101	383	34.8%
30年	1,089	374	34.3%
令和元年	1,077	363	33.8%
2年	1,064	354	33.3%
3年	1,054	349	33.2%
4年	1,040	340	32.7%

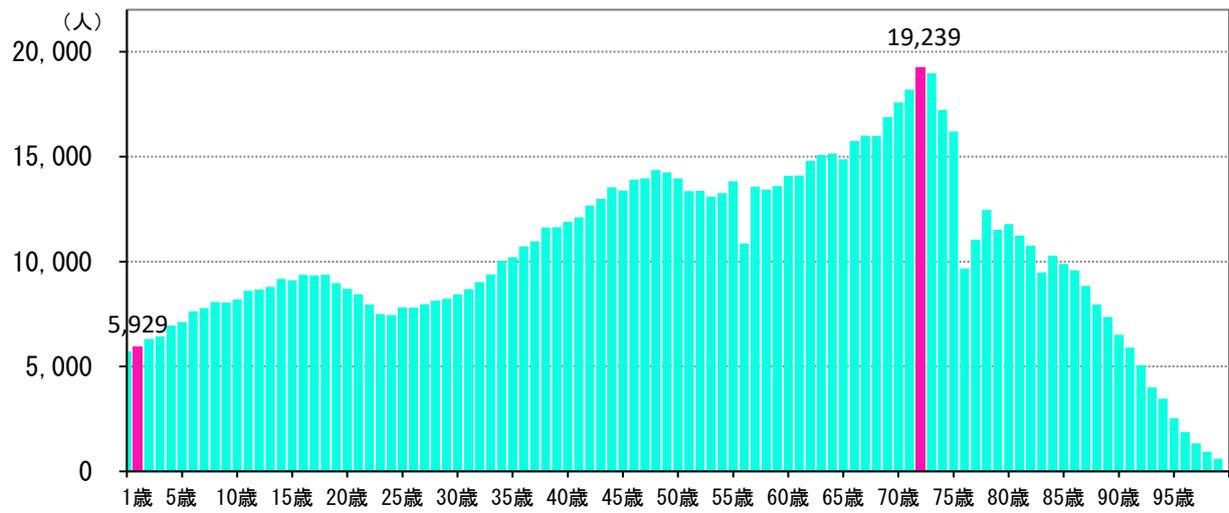


図表1-2 男女別の子ども・若者人口（令和4年）

(単位：人)

年齢階級	総数	男	女
0～4	31,334	16,135	15,199
5～9	38,659	19,776	18,883
10～14	43,443	22,288	21,155
15～19	46,177	23,866	22,311
20～24	40,042	21,450	18,592
25～29	39,960	21,274	18,686
30～34	45,559	23,428	22,131
35～39	55,164	28,408	26,756
計	340,338	176,625	163,713

図表 1-3 年齢別人口（令和 4 年 10 月 1 日現在）



資料：山形県社会の移動人口調査

2 地域別の子ども・若者人口

令和4年の子ども・若者人口（0～39歳）の地域別割合は、市部が83.4%、郡部が16.6%となっている。

一方、総人口に占める子ども・若者人口の割合は、県全体が32.7%に対して、市部は33.7%、郡部は28.3%となっている。市町村別では、東根市が39.7%で最も高く、西川町が22.6%で最も低い。

図表1-4 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移
(令和4年10月1日現在)

(単位：人)

区分 市町村	総人口	子ども・若者人口（ポスト青年期を含む）									子ども・若者人口の割合	子ども・若者人口の地域別割合
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳			
総数	1,040,971	340,338	31,334	38,659	43,443	46,177	40,042	39,960	45,559	55,164	32.7%	100%
村山地域	521,815	180,304	16,912	20,372	22,236	23,759	22,460	21,205	24,282	29,078	34.6%	53.0%
最上地域	67,592	19,360	1,747	2,452	2,668	2,971	1,487	2,055	2,701	3,279	28.6%	5.7%
置賜地域	195,994	64,026	5,569	6,954	8,249	8,599	8,501	7,647	8,305	10,202	32.7%	18.8%
庄内地域	255,570	76,648	7,106	8,881	10,290	10,848	7,594	9,053	10,271	12,605	30.0%	22.5%
市部計	841,236	283,789	26,374	31,570	35,250	37,769	35,105	34,090	38,277	45,354	33.7%	83.4%
山形市	244,381	89,088	8,114	9,505	10,469	11,345	13,000	10,844	11,999	13,812	36.5%	26.2%
米沢市	79,601	28,120	2,267	2,688	3,322	3,564	5,153	3,564	3,522	4,040	35.3%	8.3%
鶴岡市	118,795	36,837	3,500	4,208	4,926	5,411	3,590	4,298	4,863	6,041	31.0%	10.8%
酒田市	97,525	28,636	2,513	3,272	3,760	3,911	3,113	3,491	3,914	4,662	29.4%	8.4%
新庄市	33,081	10,451	963	1,266	1,365	1,581	892	1,197	1,496	1,691	31.6%	3.1%
寒河江市	39,489	14,024	1,480	1,643	1,785	1,832	1,369	1,565	1,921	2,429	35.5%	4.1%
上山市	28,157	7,747	651	897	999	1,128	908	927	984	1,253	27.5%	2.3%
村山市	21,554	6,008	507	705	815	924	591	684	791	991	27.9%	1.8%
長井市	25,765	8,192	788	939	1,016	1,100	769	1,050	1,168	1,362	31.8%	2.4%
天童市	61,407	22,461	2,368	2,659	2,775	2,717	2,365	2,704	3,123	3,750	36.6%	6.6%
東根市	47,873	19,026	2,004	2,205	2,277	2,384	2,093	2,291	2,689	3,083	39.7%	5.6%
尾花沢市	14,064	3,611	288	468	510	604	290	364	455	632	25.7%	1.1%
南陽市	29,544	9,588	931	1,115	1,231	1,268	972	1,111	1,352	1,608	32.5%	2.8%
郡部計	199,735	56,560	4,960	7,089	8,193	8,409	4,937	5,870	7,292	9,810	28.3%	16.6%
山辺町	13,381	4,242	365	518	631	657	412	408	540	711	31.7%	1.2%
中山町	10,431	3,125	264	381	403	448	346	345	382	556	30.0%	0.9%
河北町	16,969	4,913	403	651	690	728	457	443	667	874	29.0%	1.4%
西川町	4,641	1,047	88	120	162	189	96	96	128	168	22.6%	0.3%
朝日町	6,015	1,443	129	154	211	227	142	158	190	232	24.0%	0.4%
大江町	7,284	2,027	134	265	292	310	240	211	256	319	27.8%	0.6%
大石田町	6,169	1,552	117	201	217	266	151	165	167	268	25.2%	0.5%
金山町	4,806	1,362	122	173	195	217	107	142	176	230	28.3%	0.4%
最上町	7,593	1,948	161	269	301	326	110	166	265	350	25.7%	0.6%
舟形町	4,764	1,191	103	155	169	205	54	108	166	231	25.0%	0.3%
真室川町	6,803	1,740	150	244	233	265	136	168	240	304	25.6%	0.5%
大蔵村	2,870	793	69	100	143	119	42	77	100	143	27.6%	0.2%
鮭川村	3,749	939	90	135	128	134	71	98	132	151	25.0%	0.3%
戸沢村	3,926	936	89	110	134	124	75	99	126	179	23.8%	0.3%
高畠町	21,720	7,072	629	889	1,004	976	679	815	894	1,186	32.6%	2.1%
川西町	13,854	3,845	362	456	557	567	354	373	496	680	27.8%	1.1%
小国町	6,811	1,874	124	215	279	348	144	215	228	321	27.5%	0.6%
白鷹町	12,386	3,485	297	417	572	506	299	354	431	609	28.1%	1.0%
飯豊町	6,313	1,850	171	235	268	270	131	165	214	396	29.3%	0.5%
三川町	7,452	2,524	286	350	333	291	213	283	348	420	33.9%	0.7%
庄内町	19,373	5,637	531	678	806	784	455	675	759	949	29.1%	1.7%
遊佐町	12,425	3,015	276	373	465	452	223	306	387	533	24.3%	0.9%

資料：山形県社会的移動人口調査

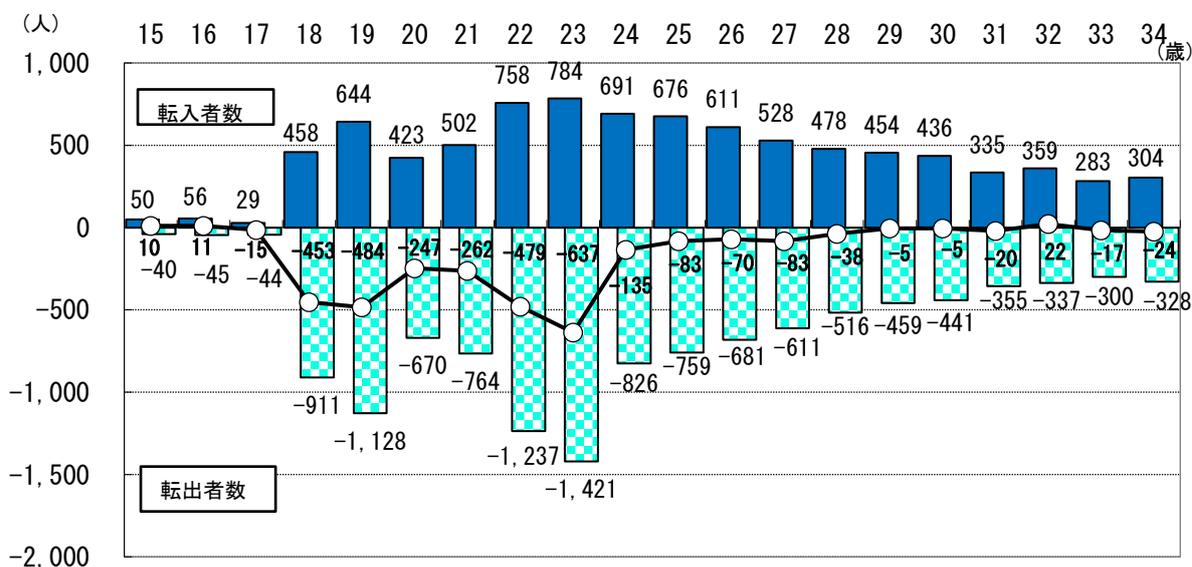
3 若者の県外流出の状況

令和4年山形県社会的移動人口調査によると、令和3年10月から令和4年9月までの県外からの転入者数は14,484人、県外への転出者数は17,705人で3,221人の転出超過となっている。

県外への転出者のうち、15歳から29歳までが10,112人で全体の過半数を占めており、県外からの転入者数は7,142人で2,970人の転出超過となっている。

県外への転出者数を年齢別で見ると、23歳が1,421人と最も多く、次いで22歳が1,237人、19歳が1,128人と続いており、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者層の県外流出傾向が際立っている。

図表1-5 年齢別県外転入・転出者数（令和3年10月～令和4年9月）



資料：山形県社会的移動人口調査

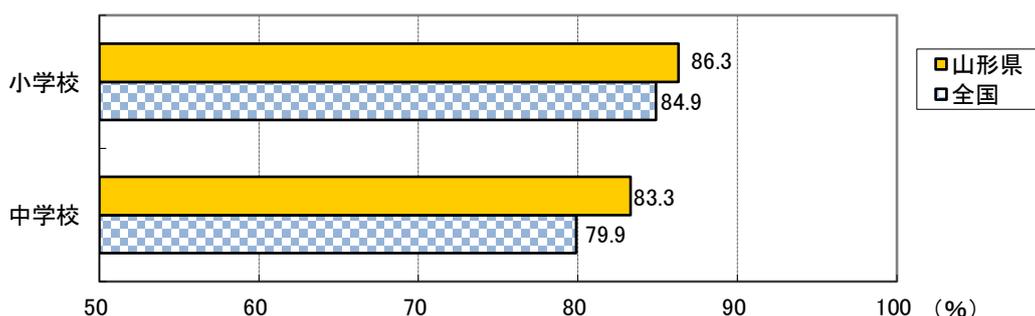
第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

1 基本的な生活習慣

(1) 朝食を毎日食べている児童生徒の割合

「朝食を毎日食べていますか。」の問いに対して、本県の小学生の86.3%、中学生の83.3%が「毎日食べる」と回答しており、全国よりも上回っているが、まだ1割以上の家庭で朝食を欠食する子どもがいる状況である。

図表2-1 朝食を毎日食べている児童生徒の割合



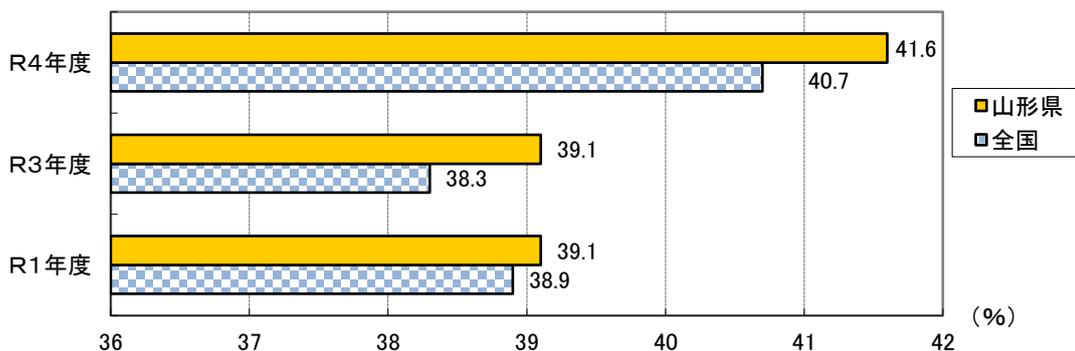
資料：文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」
※令和2年度は調査なし。

(2) 児童生徒の就寝時間の状況

「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」の問いに対して、「寝ている」と答えた児童生徒の割合について、本県の小学生は41.6%、中学生は40.5%で全国よりやや高い割合となっている。

図表2-2 毎日、同じくらいの時刻に就寝する児童生徒の割合

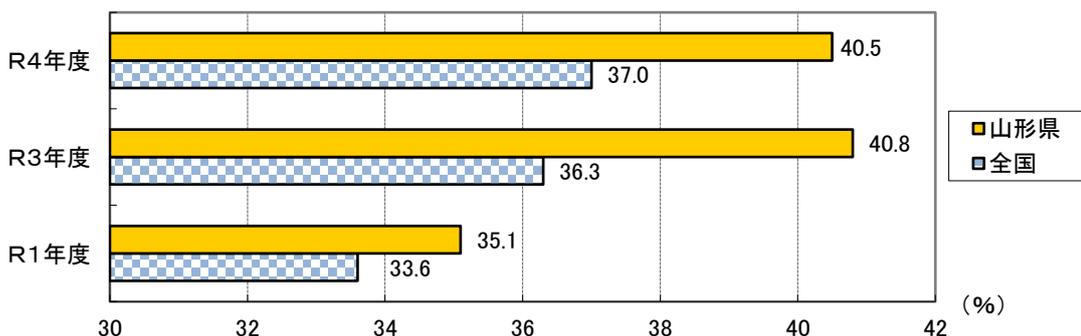
< 小学校（公立） >



資料：文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」
※令和2年度は調査なし。

図表 2-2 毎日、同じくらいの時刻に就寝する児童生徒の割合

< 中学校 (公立) >



資料：文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は調査なし。

2 子どもの意識

本県の小中学生とも、自分の良いところや将来の夢や目標があるかという問いに対しての肯定的な回答は、全国平均をやや上回っている。

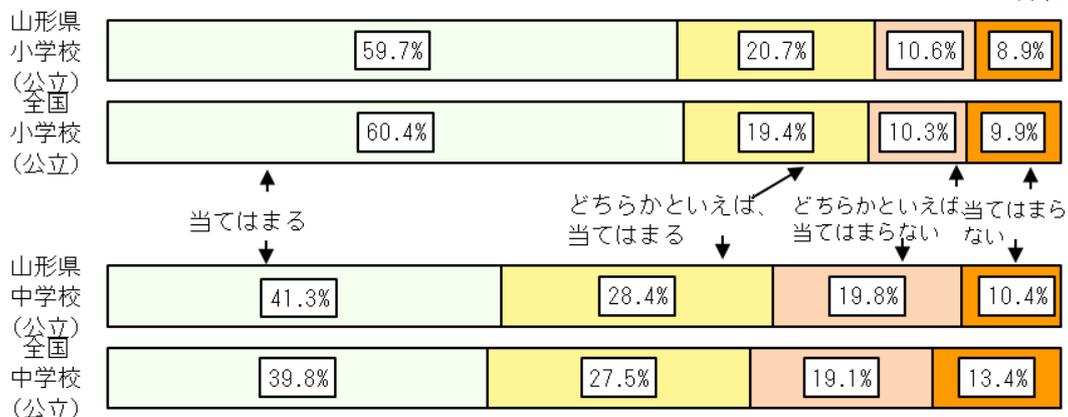
図表 2-3 子どもの意識 (自分にはよいところがあるか) (令和4年)

(単位：%)



図表 2-4 子どもの意識 (将来の夢や目標を持っているか) (令和4年)

(単位：%)



資料：文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」

※令和2年度は調査なし。

3 子ども・若者の行動

(1) 児童生徒によるボランティア活動の状況

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は、全国平均に比べて高く、今後もボランティア活動へのさらなる参画が望まれる。

図表 2-5 ボランティア活動の行動者率

		全国		県	
		男子	女子	男子	女子
令和3年	小学生	12.1	12.1	26.2	20.3
	中学生	12.5	12.5	19.5	23.4
	高校生	10.4	12.6	25.0	22.3
平成28年	小学生	25.5	26.1	37.8	32.7
	中学生	24.9	29.0	43.1	47.9
	高校生	18.3	24.4	28.4	34.7

資料：総務省「社会生活基本調査」

(2) 地域青少年ボランティア活動の状況

本県の地域を拠点とした子ども・若者の自主的な地域青少年ボランティア活動（YYボランティア）は、全国的にも珍しく、多様な活動が見られる。

団体数は近年120団体前後で推移しており、今後も子ども・若者がボランティア活動に取り組みやすい環境整備が求められている。

図表 2-6 地域青少年ボランティアサークルの推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体数	115	120	127	114	115	114
人数	2,488	2,529	2,705	2,494	2,294	2,037

※平成28年度より統計様式を変更。「YYボランティアサークル」と「青年による地域活動団体」を別々に集計したため、これまで統計されていなかった団体も集計されるようになった。

資料：山形県生涯教育・学習振興課

(3) 主な少年団体とその加入状況

少年の自主的な健全育成等に関する主な組織として、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などがある。主な少年団体の加入者は減少傾向にある。

図表 2-7 主な少年団体の状況

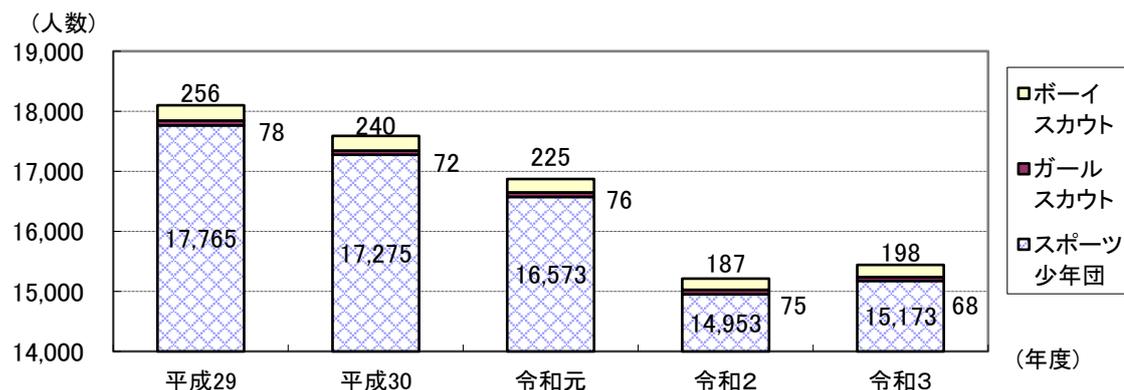
(単位：団体、人)

年度		ボーイスカウト	ガールスカウト※	スポーツ少年団	合計
29	団体数	7	9	912	928
	人数	256	78	17,765	18,099
30	団体数	6	9	908	923
	人数	240	72	17,275	17,587
令和元	団体数	6	9	892	907
	人数	225	76	16,573	16,874
令和2	団体数	6	9	849	864
	人数	187	75	14,953	15,215
令和3	団体数	6	9	822	837
	人数	198	68	15,173	15,439

※「ガールスカウト」の人数は少女会員数を記載（就学前1年生から高校生年代まで）

資料：「ボーイスカウト、ガールスカウト」は山形県生涯教育・学習振興課
「スポーツ少年団」は日本スポーツ協会 HP

図表 2-8 主な少年団体の加入者の状況



(参考) ボーイスカウト

「世界スカウト機構憲章」に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(「(公財) ボーイスカウト日本連盟」HP引用)

ガールスカウト

少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え、行動できる人となれるようにする。

(「(公社) ガールスカウト日本連盟」HP引用)

スポーツ少年団

日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

(「(公財) 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団設置規定」HP引用)

(4) 青年の団体・グループとその加入状況

青年の自主的な団体・グループは、青年団や地域青少年ボランティアサークル、勤労青少年グループなどがあり、広範多岐にわたる活動が行われている。

青年の団体・グループの加入者は減少傾向にある。

図表 2-9 主な青年の団体・グループの状況

(単位：団体、人)

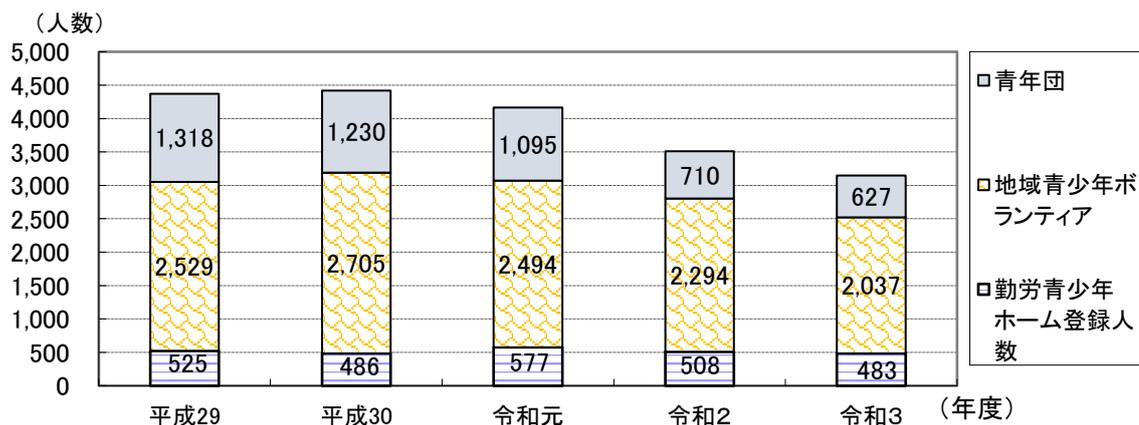
年度		青年団	地域青少年ボランティア	勤労青少年ホーム登録人数	合計
29	団体数	69	120	4	193
	人数	1,318	2,529	525	4,372
30	団体数	66	127	4	197
	人数	1,230	2,705	486	4,421
令和元	団体数	67	114	4	185
	人数	1,095	2,494	577	4,166
令和2	団体数	48	115	3	166
	人数	710	2,294	508	3,512
令和3	団体数	48	114	2	164
	人数	627	2,037	483	3,147

資料：「青年団」「地域青少年ボランティア」は山形県生涯教育・学習振興課

「勤労青少年ホーム」は山形県雇用・産業人材育成課

〔「団体数」について、青年団は「市町村数」、勤労青少年ホームは「ホーム数」〕

図表 2-10 主な青年の団体・グループの加入者の状況



資料： 「青年団」「地域青少年ボランティア」は山形県生涯教育・学習振興課
「勤労青少年ホーム」は山形県雇用・産業人材育成課

(参考) 青年団

町や村など地縁的なつながりを基にした青年団体として組織された。

地域青少年ボランティア

本県における青少年ボランティア活動は、地域単位と学校単位の二本立てで活動。中央センターを「県青年の家」に、地区センターを4地区教育事務所に設置し、青少年ボランティア活動に対する支援を行っている。

勤労青少年ホーム

勤労青少年の様々な相談・指導を行うと共に、余暇の有効活用を支援する事業を行う施設。県内には2市（寒河江・天童）に設置されている。

(5) 地域おこし協力隊の活動状況

本県では令和4年度、各市町村において143名の地域おこし協力隊の方々が地域おこしの支援等の活動に携わっている。

図表2-11 市町村別地域おこし協力隊活動状況

(参考)

(単位：人)

市町村名	隊員数
米沢市	3
酒田市	4
新庄市	6
寒河江市	2
上山市	7
村山市	6
長井市	7
天童市	2
尾花沢市	2
南陽市	6
中山町	3
河北町	4
西川町	4
朝日町	3
大江町	2
大石田町	6
金山町	2
最上町	4
舟形町	1
真室川町	1
鮭川村	4
戸沢村	1
高畠町	4
川西町	6
小国町	5
白鷹町	6
飯豊町	4
三川町	1
庄内町	8
遊佐町	5

○地域おこし協力隊の制度概要：

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○総務省の支援：

地域おこし協力隊員の活動・起業・募集等に要する経費について、特別交付税による財政支援が行われる。

※1 図表2-11に記載されている隊員数は、総務省の特別交付税による支援措置に基づくもの。

※2 隊員の年齢構成については、20歳代～30歳代の若者を中心に、60歳代までの幅広い世代の方々が活動している。

資料：総務省「地域おこし協力隊の隊員数等について」
(令和4年度特別交付税の対象となったもの)

第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネットの人口普及率は、82.9%（総務省「通信利用動向調査（令和3年）」）となっている。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼしたり、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

(1) 小中学生のインターネットにつながる情報端末の所有状況

令和4年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施した情報端末の使用状況及び学校における指導状況の定期調査（後期）では、インターネットに接続できる機器の所有率は、アンケートに回答した全児童生徒のうち小学生で82.4%（携帯電話（スマートフォンを含む。）は38.5%）、中学生で93.4%（同74.1%）に達し、インターネットの利用がかなり普及している様子がうかがえる。その一方で、有害サイトへの接続を防ぐフィルタリングを「している」「しているものもある」と回答したのは小学生で37.8%（1年生を除く）、中学生で55.3%と設定率が低いことが懸念される。

2 子ども・若者を取り巻く有害環境等

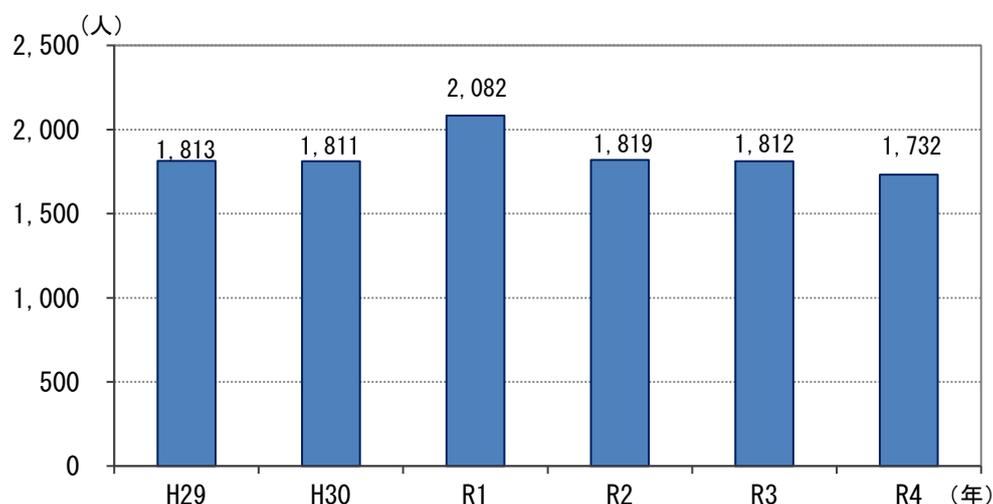
(1) SNSに起因した被害児童数の推移（全国）

近年は、TwitterやLINEなどのSNSを介して子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、全国のSNSに起因した被害児童数は令和元年に2,000人を超えた。令和4年は前年比で80人減少し、1,732人となった。

子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められている。

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表3-1 SNSに起因した被害児童数



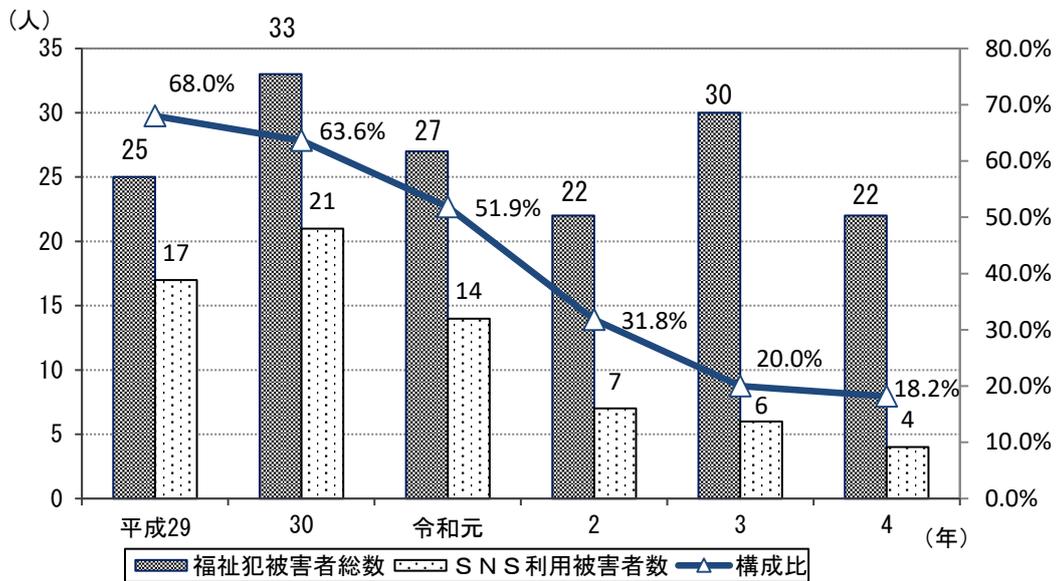
資料：警察庁「令和4年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(2) SNSに起因した福祉犯被害数

福祉犯被害のうちSNSを介した被害があり、令和4年は福祉犯被害児童の18.2%がSNSに起因した被害となっている。

※福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

図表3-2 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数



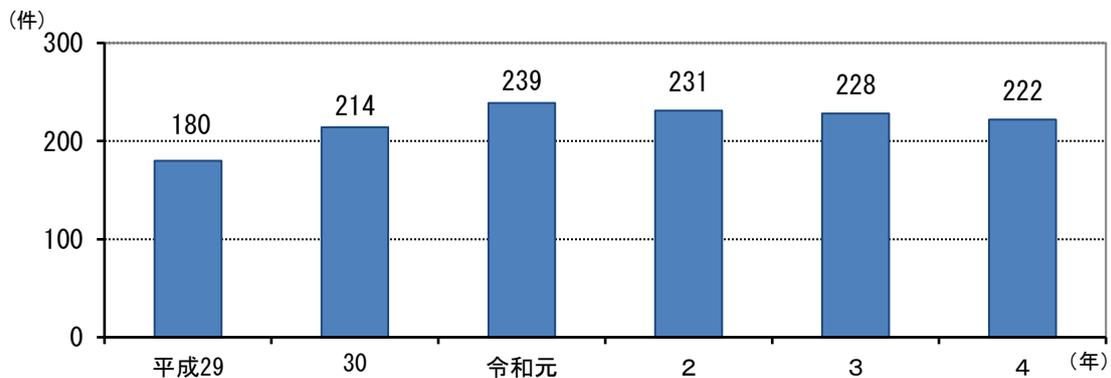
資料：山形県警察本部人身安全少年課

(3) 小中高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案 / 薬物犯罪の状況

本県における小中高校生の登下校時等の声かけ等事案の認知状況については、令和2年から4年は前年比で減少している。しかし年間200件を超える事案があり、子どもの安全を確保するためには、地域における見守り活動が重要である。

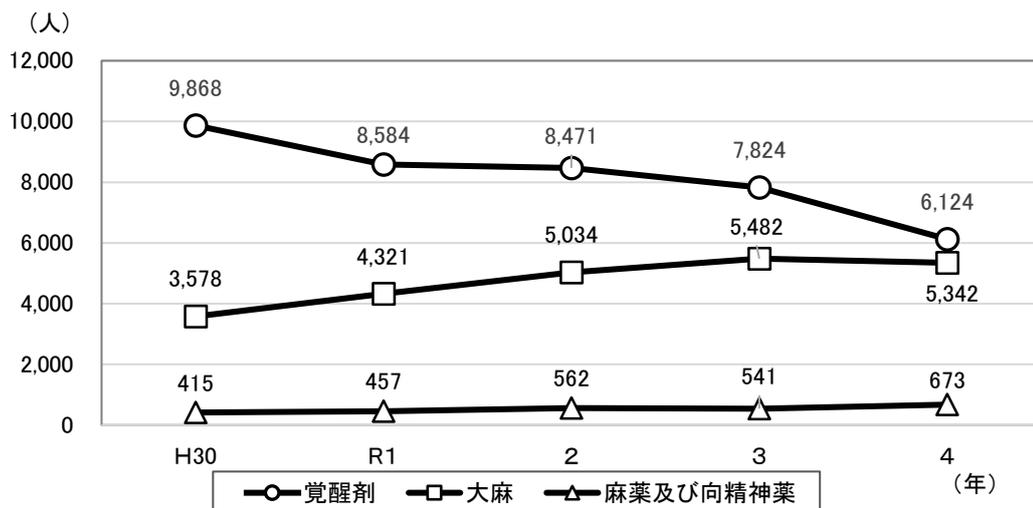
薬物犯罪については、全国及び県内でも大麻事犯が増加傾向にあり、特に20代以下の若年層の増加が懸念される。県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境の整備を行っている。

図表3-3 小中高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案



資料：山形県警察本部人身安全少年課「子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況(令和4年)」

図表 3-4 薬物事犯別検挙人員の推移（全国）



資料： 警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」

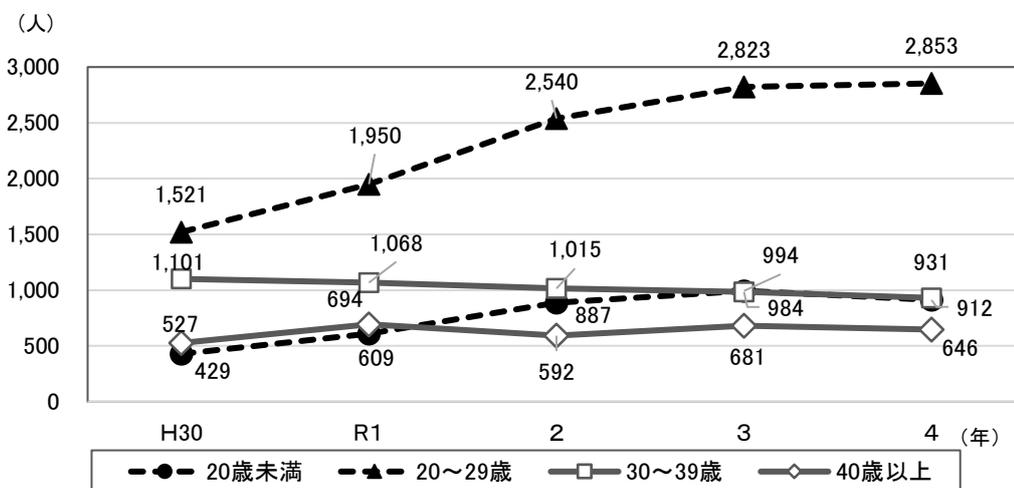
図表 3-5 薬物事犯別検挙人員の推移

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
覚醒剤	22	11	27	13	7
大麻	5	15	13	26	25
麻薬及び向精神薬	1	2	4	1	1
その他	1	0	1	2	5

※令和3年までは、薬物事犯以外の罪での検挙も含む。

資料： 山形県警察本部組織犯罪対策課

図表 3-6 大麻事犯年齢別検挙人数の推移（全国）



資料： 警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」

図表 3-7 大麻事犯年齢別検挙人数の推移

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
20歳未満	0	0	5	8	6
20~29歳	2	12	3	12	12
30~39歳	3	2	4	5	5
40歳以上	0	1	1	1	2

※令和3年までは、薬物事犯以外の罪での検挙も含む。

資料： 山形県警察本部組織犯罪対策課

第4章 若者(15～34歳)の労働

1 若者の就労状況

(1) 産業別就労人口

令和2年10月1日現在の国勢調査の結果によると、15～34歳の就業者数は107,363人で、5年前(平成27年の国勢調査)の123,203人と比較して、15,840人減少している。内訳は、15～24歳の就業者数で1,660人、25～34歳の就業者数で14,180人の減少となっている。

産業別では、最も多いのは、製造業の25,382人で、次いで医療、福祉の17,664人、卸売・小売業の16,245人となっている。

就業者数の推移を産業別にみると、第1次産業で403人減少、第2次産業で4,241人減少、第3次産業で9,612人減少している。

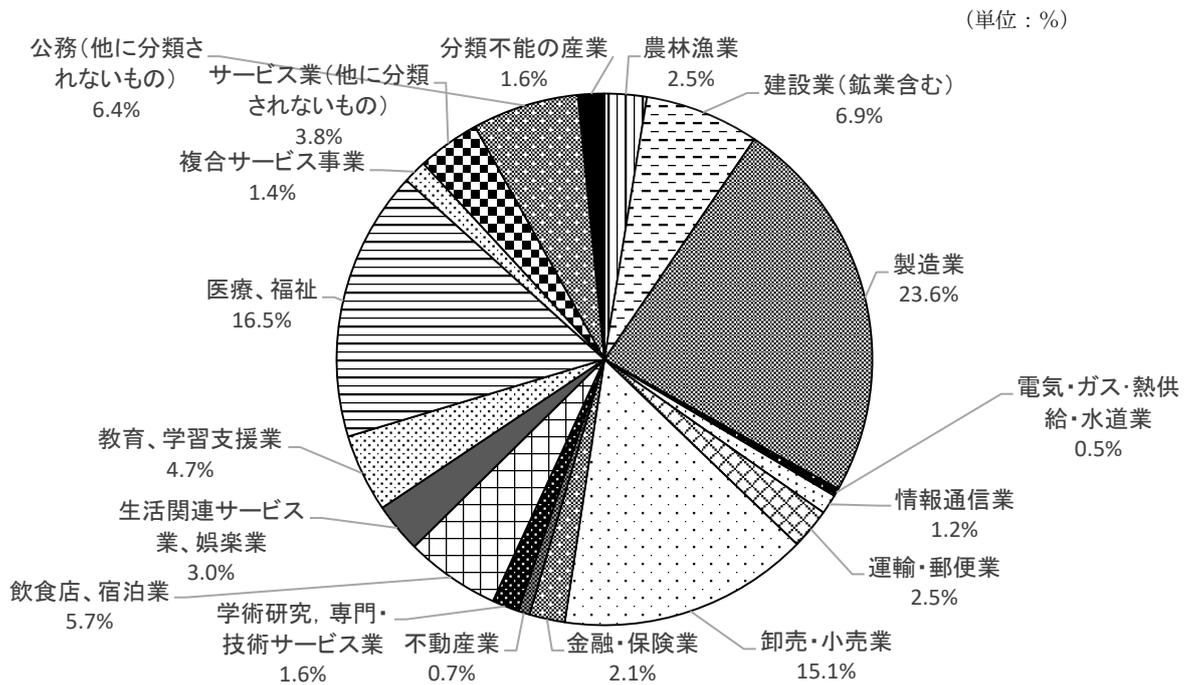
図表4-1 15～34歳人口の産業別就労人口(令和2年、平成27年)

産業	令和2年(国勢調査)			
	就業者数(人)			産業別構成比(%)
	15～24歳	25～34歳	計	
総数	32,735	78,518	111,253	100%
第1次産業				
農業	559	1,917	2,476	2.23%
林業	47	151	198	0.18%
漁業	35	23	58	0.05%
第2次産業				
鉱業	7	18	25	0.02%
建設業	2,238	5,165	7,403	6.65%
製造業	8,055	17,327	25,382	22.81%
第3次産業				
電気・ガス・熱供給・水道業	144	368	512	0.46%
情報通信業	347	933	1,280	1.15%
運輸・郵便業	629	2,018	2,647	2.38%
卸売・小売業	5,509	10,736	16,245	14.60%
金融・保険業	551	1,756	2,307	2.07%
不動産業	193	567	760	0.68%
学術研究、専門・技術サービス業	399	1,331	1,730	1.56%
飲食店、宿泊業	3,258	2,890	6,148	5.53%
生活関連サービス業、娯楽業	1,004	6,116	7,120	6.40%
教育、学習支援業	1,519	3,573	5,092	4.58%
医療、福祉	4,089	13,575	17,664	15.88%
複合サービス事業	413	1,111	1,524	1.37%
サービス業(他に分類されないもの)	1,039	3,028	4,067	3.66%
公務(他に分類されないもの)	2,024	4,900	6,924	6.22%
分類不能の産業	676	1,015	1,691	1.52%
第1次産業	641	2,091	2,732	2.46%
第2次産業	10,300	22,510	32,810	29.49%
第3次産業	21,118	49,012	70,130	63.04%

産業	平成27年(国勢調査)			
	就業者数(人)			産業別構成比(%)
	15～24歳	25～34歳	計	
総数	34,395	88,808	123,203	100%
第1次産業				
農業	599	2,275	2,874	2.33%
林業	47	162	209	0.17%
漁業	11	41	52	0.04%
第2次産業				
鉱業	7	23	30	0.02%
建設業	2,534	6,419	8,953	7.27%
製造業	7,781	20,287	28,068	22.78%
第3次産業				
電気・ガス・熱供給・水道業	183	333	516	0.42%
情報通信業	290	1,036	1,326	1.08%
運輸・郵便業	687	2,498	3,185	2.59%
卸売・小売業	5,811	13,975	19,786	16.06%
金融・保険業	685	1,907	2,592	2.10%
不動産業	268	730	998	0.81%
学術研究、専門・技術サービス業	411	1,553	1,964	1.59%
飲食店、宿泊業	3,297	3,911	7,208	5.85%
生活関連サービス業、娯楽業	1,377	3,206	4,583	3.72%
教育、学習支援業	1,192	3,317	4,509	3.66%
医療、福祉	4,742	15,305	20,047	16.27%
複合サービス事業	411	1,550	1,961	1.59%
サービス業(他に分類されないもの)	1,039	3,417	4,456	3.62%
公務(他に分類されないもの)	1,920	4,691	6,611	5.37%
分類不能の産業	1,103	2,172	3,275	2.66%
第1次産業	657	2,478	3,135	2.54%
第2次産業	10,322	26,729	37,051	30.07%
第3次産業	22,313	57,429	79,742	64.72%

資料：総務省「国勢調査」

図表 4-2 15~34 歳人口の産業別就労人口（令和 2 年）



資料：総務省「国勢調査」

(2) 若者の就業状態

「15~34 歳」の人口は、191.1 千人で、そのうち、有業者は 124.4 千人（人口に占める割合は 65.1%）、無業者は 66.7 千人（同 34.9%）となった。

平成 24 年と比べると、有業者の割合は 1.8 ポイント（63.3%→65.1%）上昇し、無業者の割合は 1.8 ポイント（36.7%→34.9%）低下した。

図表 4-3 15~34 歳人口の就業状態（平成 29 年、24 年）

(単位：千人)

区分	15~34 歳人口	有業者											無業者					
		総数	有業者割合	自営業者	家族従業者	雇用者								総数	無業者割合	家事をしている者	通学している者	その他
						総数	会社等の役員	正規の職員・従業者	非正規就業者				その他					
									パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託	その他						
平成 29 年	合計	191.1	124.4	65.1%	2.0	1.9	120.4	1.0	88.3	20.2	2.0	8.1	0.8	66.7	34.9%	7.7	52.5	6.4
	男	98.1	67.2	68.5%	0.9	1.3	64.9	1.0	53.0	6.2	0.8	3.4	0.6	30.9	31.5%	0.8	26.5	3.7
	女	93.0	57.2	61.5%	1.0	0.6	55.5	0.2	35.3	14.0	1.0	4.8	0.2	35.9	38.6%	7.1	26.1	2.7
平成 24 年	合計	215.8	136.7	63.3%	2.1	1.3	132.9	1.3	91.2	22.8	3.4	10.5	3.8	79.2	36.7%	10.5	57.2	11.4
	男	109.5	71.0	64.8%	1.3	1.0	68.7	1.2	53.7	6.4	1.6	3.5	2.3	38.5	35.2%	0.5	29.9	8.1
	女	106.2	65.6	61.8%	0.8	0.3	64.4	0.1	37.4	16.5	1.8	7.1	1.5	40.7	38.3%	10.0	27.3	3.3
増減	合計	△ 24.7	△ 12.3	-	△ 0.1	0.6	△ 12.5	△ 0.3	△ 2.9	△ 2.6	△ 1.4	△ 2.4	△ 3.0	△ 12.5	-	△ 2.8	△ 4.7	△ 5.0
	男	△ 11.4	△ 3.8	-	△ 0.4	0.3	△ 3.8	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.1	△ 1.7	△ 7.6	-	0.3	△ 3.4	△ 4.4
	女	△ 13.2	△ 8.4	-	0.2	0.3	△ 8.9	0.1	△ 2.1	△ 2.5	△ 0.8	△ 2.3	△ 1.3	△ 4.8	-	△ 2.9	△ 1.2	△ 0.6

資料：総務省「就業構造基本調査」

(3) 雇用者（役員を除く）の雇用形態

雇用者（役員を除く）の雇用形態別人数をみると、「15～34歳」の正規就業者（正規の職員・従業員）は88.3千人で全体の雇用者に占める割合は74.0%となっており、平成24年と比べると、4.8ポイント増加している。

また、非正規就業者のうち、アルバイトの割合が男女とも増加（男：6.8%→7.4%、女：8.4%→9.8%）している。

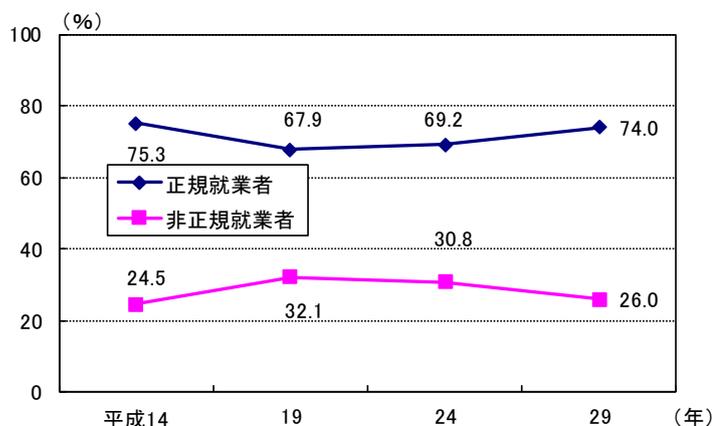
図表4-4 男女、年齢階級、雇用形態別人数と割合（平成29年、24年）

（単位：千人、%、ポイント）

雇用形態	男女	実数			割合		
		総数	男	女	総数	男	女
平成29年	雇用者（役員を除く）	119.3	63.9	55.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	88.3	53.0	35.3	74.0	82.9	63.8
	非正規就業者	31.0	10.9	20.0	26.0	17.1	36.2
	パート	9.8	1.4	8.6	8.2	2.2	15.6
	アルバイト	10.4	4.7	5.4	8.7	7.4	9.8
	派遣社員	2.0	0.8	1.0	1.7	1.3	1.8
	契約社員	7.2	3.2	4.0	6.0	5.0	7.2
	嘱託	0.9	0.2	0.8	0.8	0.3	1.4
	その他	0.8	0.6	0.2	0.7	0.9	0.4
平成24年	雇用者（役員を除く）	131.6	67.6	64.2	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	91.1	53.7	37.5	69.2	79.4	54.8
	非正規就業者	40.5	13.8	26.7	30.8	20.4	41.6
	パート	12.7	1.8	11.0	9.7	2.7	17.1
	アルバイト	10.1	4.6	5.4	7.7	6.8	8.4
	派遣社員	3.3	1.7	1.9	2.5	2.5	3.0
	契約社員	9.2	3.2	6.0	7.0	4.7	9.3
	嘱託	1.4	0.3	1.1	1.1	0.4	1.7
	その他	3.8	2.3	1.5	2.9	3.4	2.3
増減	雇用者（役員を除く）	△ 12.3	△ 3.7	△ 8.9	-	-	-
	正規の職員・従業員	△ 2.8	△ 0.7	△ 2.2	4.8	3.5	9.0
	非正規就業者	△ 9.5	△ 2.9	△ 6.7	△ 4.8	△ 3.3	△ 5.4
	パート	△ 2.9	△ 0.4	△ 2.4	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5
	アルバイト	0.3	0.1	0.0	1.0	0.6	1.4
	派遣社員	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.2
	契約社員	△ 2.0	0.0	△ 2.0	△ 1.0	0.3	△ 2.1
	嘱託	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	その他	△ 3.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 2.2	△ 2.5	△ 1.9

資料：総務省「就業構造基本調査」

図表4-5 雇用者（若年層）の雇用形態別の割合の推移（平成14年～29年）



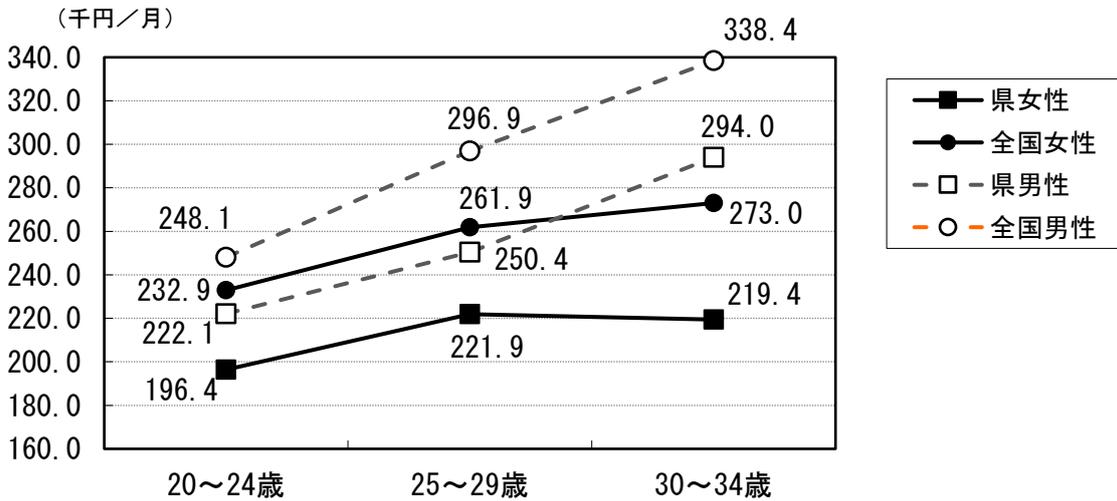
（注）雇用者は役員を除く。
総数には不祥データが含まれるため、内訳の合計とは一致しない。

資料：総務省「就業構造基本調査」

(4) 若年男女別の現金給与額の状況

若年層の現金給与額については、男女とも全国平均を下回っている。
 20～24歳において、既に男性は約2万6千円、女性は約3万6千円の差が生じているが、30～34歳では、男性は約4万4千円、女性は約5万3千円まで差が拡大している。

図表4-6 若年者男女別の現金給与額の状況（令和4年）

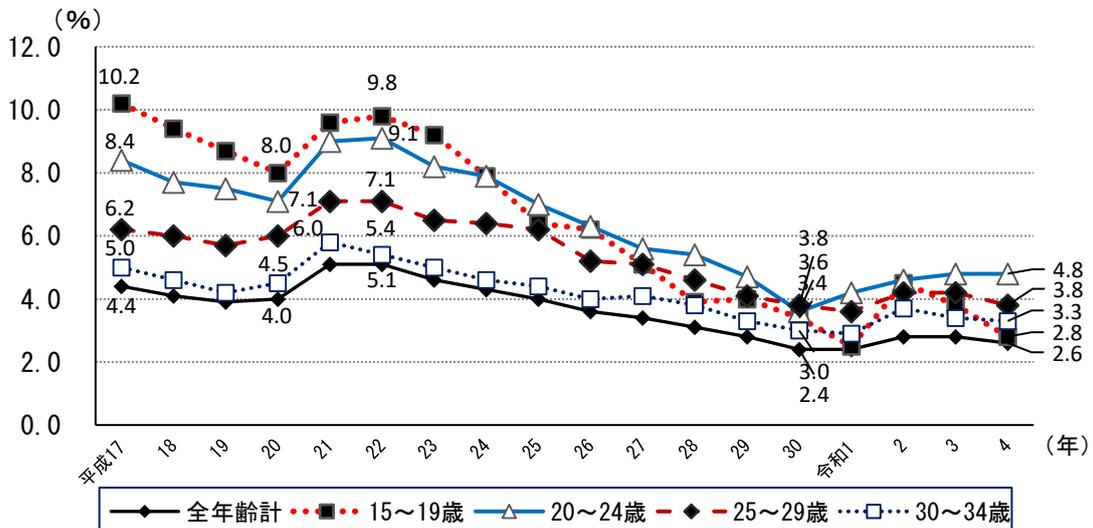


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）

(5) 若者の失業率の推移

若者の失業率は年齢が若くなるほど高い傾向となっている。
 また、景気変動にも左右されやすく、バブル崩壊後やリーマンショック後には、いずれも増加傾向にあった。
 近年は若年層・新卒者を含む失業率が改善傾向にあるが、全年齢の平均に比べ若年層の失業率は高くなっている。就職して数年以内での離職、新卒の無業者や失業者など、様々な要因が考えられる。

図表4-7 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省統計局「令和3年労働力調査結果」ただし、平成23年は補完推計値

2 新規学卒者の状況

(1) 高等学校卒業後の状況

令和4年3月高等学校卒業者の大学等進学率は、49.5%で前年度より3.1ポイント上昇している。

令和4年3月高等学校卒業者の就職率は、25.2%で前年度より2.1ポイント低下している。

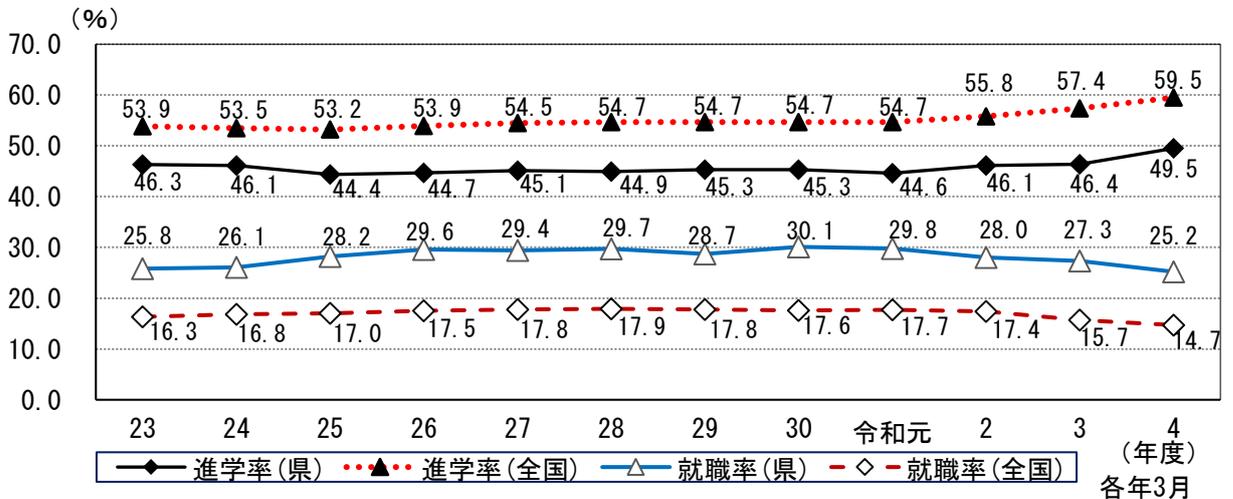
令和4年3月高等学校卒業者の就職者のうち、県内に就職した割合は、80.2%で前年度より0.2ポイント上昇している。

図表4-8 高等学校卒業後の状況（令和4年3月卒業生〔全日制・定時制〕）

	卒業生数（人）			大学等進学者数（人／％）			専修学校等進学者数（人／％）			就職者数（人／％）			その他
	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	
総数	8,998	3,947	4,912	4,450	1,199 26.9%	3,251 73.1%	2,137	925 43.3%	1,212 56.7%	2,272	1,823 80.2%	449 19.8%	139
県全体に対する割合		43.9%	54.6%	49.5%	13.3%	36.1%	23.7%	10.3%	13.5%	25.3%	20.3%	5.0%	1.5%

資料：山形県統計企画課「令和4年度学校基本調査」

図表4-9 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移



資料：山形県統計企画課「令和4年度学校基本調査」

(2) 新規学卒者（中学校、高等学校）の職業紹介状況の推移

令和4年3月卒の高校生への県内求人数は5,652人で、前年度と比較すると、7.2%（381人）の増加となっている。求人倍率は2.75倍（令和3年3月卒）から3.31倍に0.56ポイント上昇している。

また、就職率は99.8%で、前年同時期比で0.4ポイント上昇した。

図表４－１０ 新規学卒者（中学校、高等学校）の職業紹介状況の推移

(1) 中学校

(単位：人、ポイント、%)

	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	4年3月卒	前年比
求職者数	2	1	2	0	0	-
内県内	2	1	1	0	0	-
求人数	2	1	1	0	0	-
内県内	2	1	1	0	0	-
求人倍率	1.00	1.00	1.00	0	0	-
内県内	1.00	1.00	1.00	0	0	-
就職者数	2	1	2	0	0	-
内県内	2	1	1	0	0	-
就職率	100	100	100	0	0	-
内県内	100	100	100	0	0	-

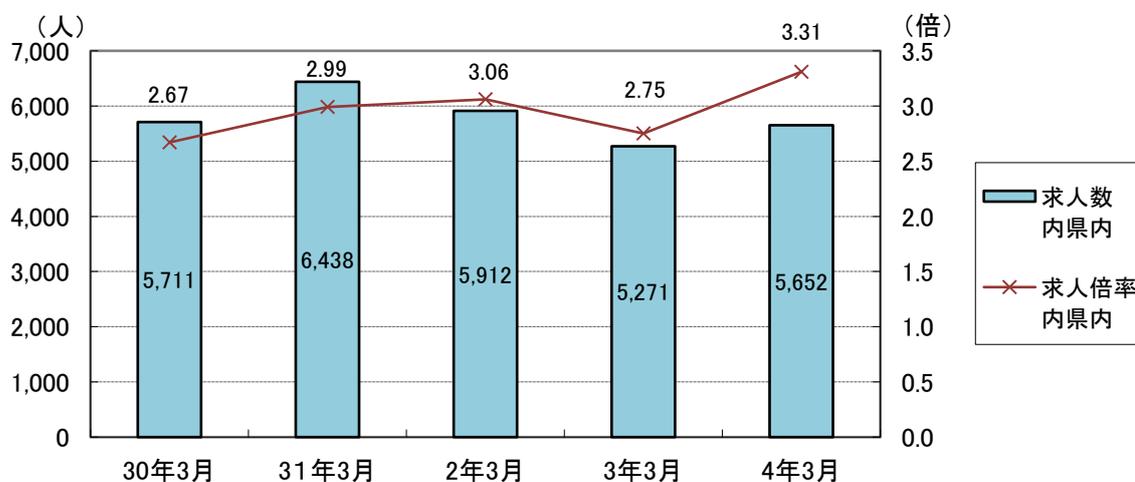
(2) 高等学校

(単位：人、ポイント、%)

	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒	3年3月卒	4年3月卒	前年比
求職者数	2,744	2,719	2,524	2,356	2,054	▲ 12.8
内県内	2,136	2,156	1,930	1,916	1,708	▲ 10.9
求人数						
内県内	5,711	6,438	5,912	5,271	5,652	7.2
求人倍率						
内県内	2.67	2.99	3.06	2.75	3.31	0.56
就職者数	2,740	2,710	2,516	2,343	2,050	▲ 12.5
内県内	2,132	2,147	1,923	1,903	1,704	▲ 10.5
就職率	99.9	99.7	99.7	99.4	99.8	0.4
内県内	99.8	99.6	99.6	99.3	99.8	0.5

資料：山形労働局

図表４－１１ 県内における新規学卒者（高等学校）の職業紹介状況の推移



資料：山形労働局

(3) 新規学卒者（中学校、高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況

令和4年3月の高等学校卒業者の求人状況をみると、全体では前年に比べ381人の増加（2年度：5,271人、3年度：5,652人）となっている。

減少率は鉱業、採石業、砂利採取業（前年比▲66.7%）が一番高く、伸び率は生活関連サービス業、娯楽業が一番高かった（前年比18.8%）。

規模別の求人状況では、高等学校卒業者の求人において全体的に増加しているが、300～499人規模、500～999人規模の事業所ではやや減少している。

中学校卒業者については求人がなかった。

図表4-12 新規学校卒業者（高等学校）の産業別・規模別新規求人受理状況

産業・規模	高等学校			
	3年度累計	前年同期	増減比(%)	
農林、漁業	40	57	▲ 29.8	
鉱業等	1	3	▲ 66.7	
建設業	1,310	1,196	9.5	
製造業	1,895	1,662	14.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	16	17	▲ 5.9	
情報通信業	44	42	4.8	
運輸業、郵便業	459	416	10.3	
卸売業、小売業	626	602	4.0	
金融、保険業、不動産、物品賃貸業	49	44	11.4	
学術研究、専門・技術サービス業	50	43	16.3	
宿泊業、飲食サービス業	201	210	▲ 4.3	
生活関連サービス業、娯楽業	120	101	18.8	
教育、学習支援業	14	12	16.7	
医療、福祉	465	501	▲ 7.2	
複合サービス事業	64	71	▲ 9.9	
サービス業(他に分類されないもの)	296	294	0.7	
公務・その他	2		-	
合計	5,652	5,271	7.2	
事業所規模	29人以下	1,884	1,833	2.8
	30～99人	1,937	1,744	11.1
	100～299人	924	899	2.8
	300～499人	288	289	▲ 0.3
	500～999人	184	188	▲ 2.1
	1,000人以上	435	318	36.8

資料：山形労働局

(4) 在職期間別離職状況（高等学校卒業者）

本県の高等学校卒業者の在職期間別離職状況をみると、3年間の離職率は、平成22年卒から24年卒にかけて増加傾向にあったが、平成25年卒からは減少傾向となっている。

また、全国の状況との比較では、平成24年卒が全国をやや上回ったものの、概ね低い傾向となっている。

図表4-13 在職期間別離職状況（高等学校卒業者）

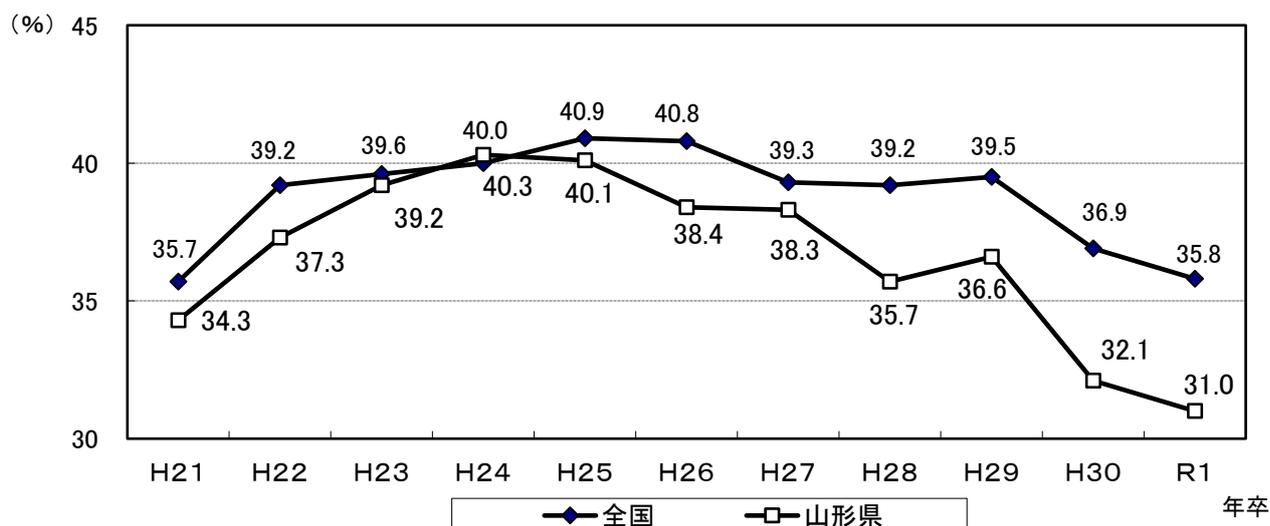
（単位：年卒、％）

3年間の離職率	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国	37.6	35.7	39.2	39.6	40.0	40.9	40.8	39.3	39.2	39.5	36.9	35.8
山形県	36.3	34.3	37.3	39.2	40.3	40.1	38.4	38.3	35.7	36.6	32.1	31.0
2年間の離職率	R2	1年間の離職率		R3								
全国	26.7	全国		16.6								
山形県	20.9	山形県		13.3								

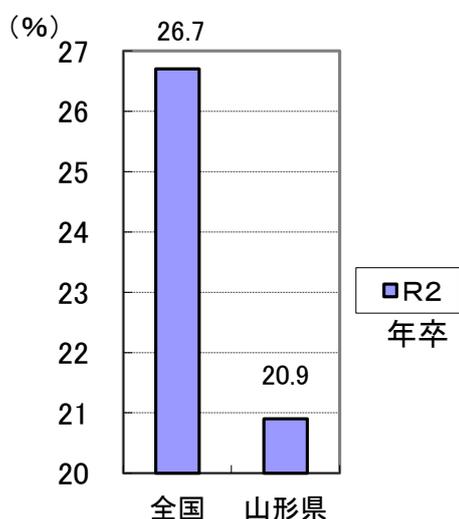
資料：山形労働局

図表4-14 在職期間別離職状況（高等学校卒業者）

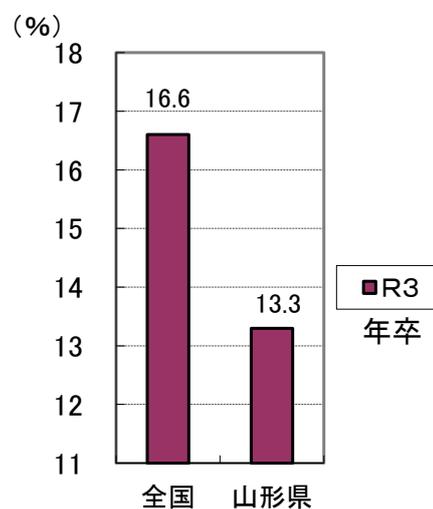
3年間の離職率



2年間の離職率



1年間の離職率



資料：山形労働局

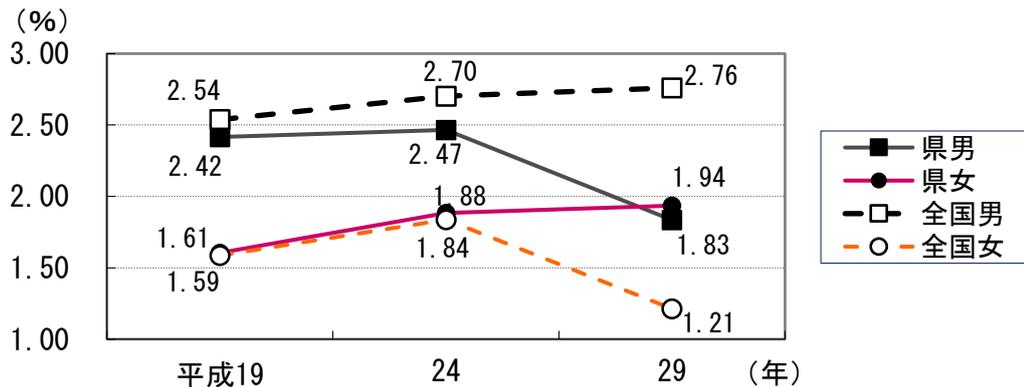
第5章 困難を有する子ども・若者

1 若年無業者（ニート）の状況

(1) 若年無業者の割合

平成29年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合について、男性は全国平均を下回り、女性は全国平均を上回っている。推移については、全国では男性、本県では女性が増加傾向にある。

図表5-1 若年無業者の割合推移



資料：総務省「就業構造基本調査」

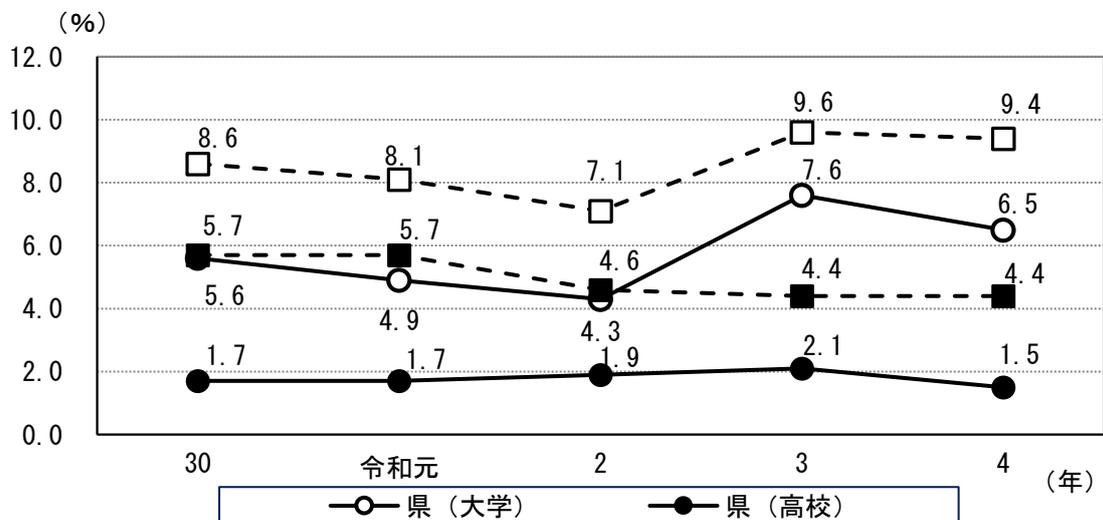
※ニート（若年無業者）…15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

【厚生労働省 労働経済白書による定義】

(2) 新卒無業者の状況

令和4年3月卒の高校・大学卒業者のうち、進学も就職もしなかった「学卒無業者」の割合については、全国・県ともに前年度と比べて減少傾向となっている。

図表5-2 新卒無業者の割合推移



※令和元年までは卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

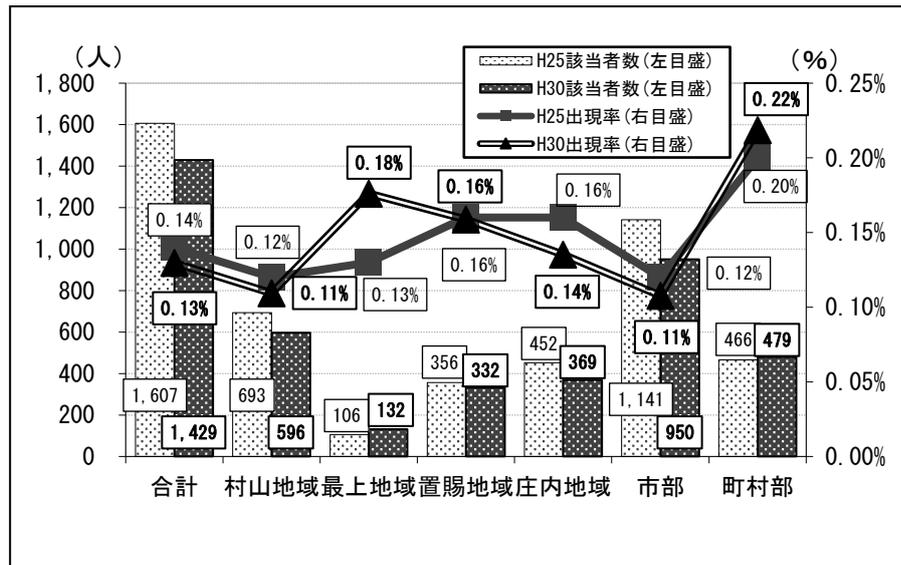
資料：文部科学省「学校基本調査」

2 ひきこもり等の状況

(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査

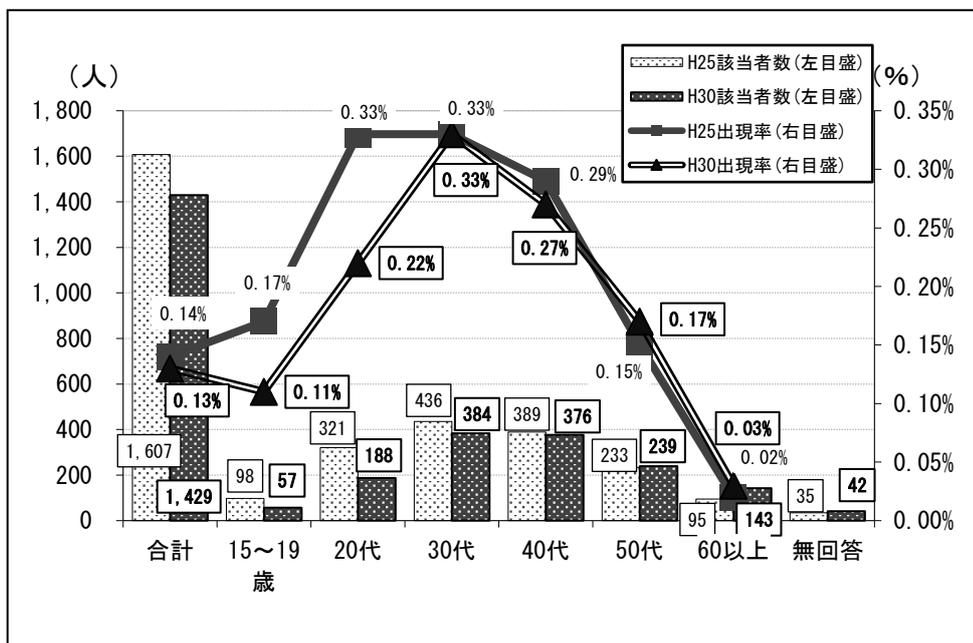
平成30年4月～7月に、県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を5年ぶりに実施したところ、該当者の人数は1,429人で、そのうち15歳から39歳までの「若者」は629人となり、若年層の出現率は5年前から低下している。

図表5-3 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率(平成30年)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成30年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

図表5-4 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率(平成30年)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成30年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

(2) ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

平成 27 年 12 月に内閣府が実施した調査に基づく推計では、ひきこもりの若者（15～39 歳）の数は、広義で 54.1 万人、狭義で 17.6 万人とされている。これを人口比で単純に割り出すと、本県には広義で約 4,000 人、狭義で約 1,300 人の該当者がいると推計される。

図表 5-5 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成 27 年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合（％）	全国の推計数（万人）	
①自室からは出るが、家からは出ない 又は②自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義のひきこもり 17.6 万人
③ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5 万人
計	1.57	広義のひきこもり	54.1 万人

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」（平成 27 年）

※①～③に当てはまる者を狭義のひきこもり、④に当てはまる者を準ひきこもりといい、両者を合わせて広義のひきこもりという。

（参考）厚生労働省による推計値

平成 18 年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国で総世帯の 0.56%にあたる 25.5 万世帯程度に、現在ひきこもり状態にある子どもがいると推計されており、これを山形県の世帯数にあてはめると、約 2,000 世帯程度となる。

(3) ひきこもり等の相談件数

県内4ヶ所の保健所（村山・最上・置賜・庄内）におけるひきこもり相談件数について、令和3年度の相談件数の合計は、前年比で30件の減となっている。同じく令和3年度の「自立支援センター巣立ち」の相談件数は、前年度比で17件の減となっている。

また、県内に8ヶ所ある若者相談支援拠点における令和3年度の相談支援件数については、新たに2ヶ所増設したこともあり、前年比で2,087件の増となっている。

図表5-6 ひきこもり相談件数

(単位：件)

保健所 年度	村山	最上	置賜	庄内	計
H29	391	14	319	206	930
H30	421	6	183	116	726
R1	226	12	114	155	507
R2	227	7	91	61	386
R3	246	16	24	70	356

資料：山形県障がい福祉課

図表5-7 ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」の相談件数

(単位：件)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	345	353	492	560	543

資料：山形県障がい福祉課

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

－ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより－

図表5-8 若者相談支援拠点の相談件数

令和2年度まで6拠点、令和3年度から8拠点の合計

年度	相談支援件数						居場所支援 利用者数
	合計	面接	電話	訪問	その他※	出張	
H29	3,381	1,174	1,501	210	252	244	7,828
H30	3,412	979	1,563	229	372	269	7,935
R1	3,315	1,028	1,358	264	400	265	6,305
R2	3,607	1,020	1,709	209	498	171	5,234
R3	5,694	1,462	2,567	380	935	350	7,229

※相談支援の「その他」は電子メール、手紙、外出同行など

資料：山形県女性・若者活躍推進課

3 不登校の状況

(1) 学校数及び児童・生徒数

令和4年度の学校数は、前年度と比べて小学校で4校、高等学校で1校減少した。義務教育学校（義務教育の小学校課程から中学校課程を一貫して行う学校）と中学校は、前年度と変化はなかった。

児童・生徒数は年々減少しており、令和4年度は前年度より2,149人少ない102,493人となっている。内訳をみると、小学校が923人の減少、中学校が607人の減少、義務教育学校が65人の減少、高等学校が554人の減少となっている。

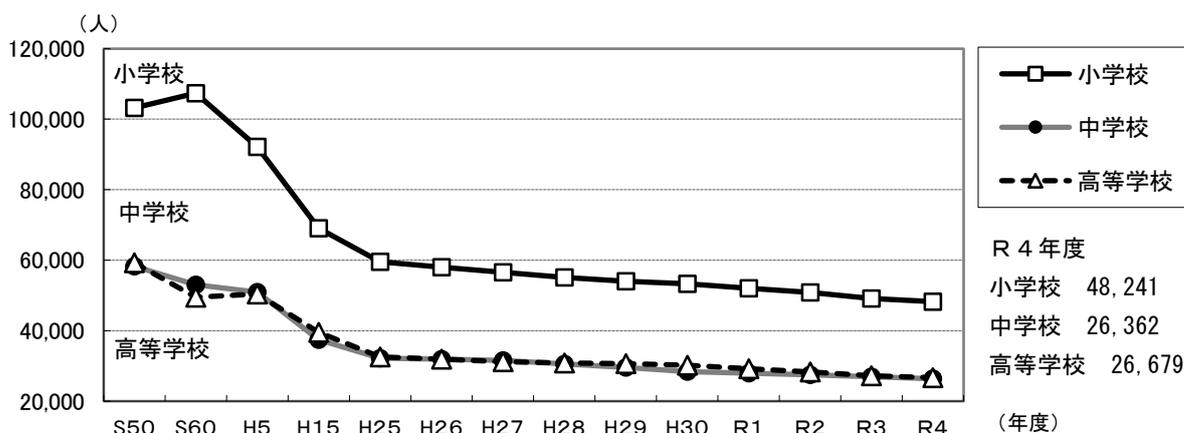
図表5-9 学校数及び児童・生徒数

(単位：校・人)

区分 年度	学校数				児童・生徒数				
	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	計
S50	451	180	0	79	103,200	58,266	0	59,258	220,724
S60	417	150	0	78	107,386	53,043	0	49,499	209,928
H5	395	144	0	71	92,170	50,966	0	50,364	193,500
H15	367	135	0	68	72,015	39,792	0	41,484	153,291
H25	292	112	0	63	59,595	32,214	0	32,547	127,230
H26	276	106	0	62	57,992	31,949	0	31,945	124,356
H27	269	104	0	62	56,574	31,529	0	31,225	121,886
H28	262	101	1	62	55,152	30,544	408	30,861	119,328
H29	258	101	1	62	54,043	29,572	400	30,648	114,663
H30	252	101	1	61	53,308	28,417	382	30,160	112,267
R1	249	99	1	61	52,034	27,938	383	29,251	109,606
R2	244	97	1	61	50,885	27,473	374	28,281	107,013
R3	234	94	3	61	49,164	26,969	1,276	27,233	104,642
R4	230	94	3	60	48,241	26,362	1,211	26,679	102,493
R3-R4	△ 4	0	0	△ 1	△ 923	△ 607	△ 65	△ 554	△ 2,149

資料：文部科学省「学校基本調査」

図表5-10 児童・生徒数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

(2) 長期(30日以上)欠席の児童・生徒数 (小学校・中学校)

令和3年度間の長期欠席者数は、小学校547人で前年度間より76人の増加、中学校1,343人で前年度間より303人の増加となっている。

この中で、「不登校」※を理由とする児童・生徒数は、小学校が428人で前年度間より84人増加、中学校が1,126人で前年度間より244人増加しており、増加傾向となっている。全児童・生徒数に占める割合は、小学校0.86%、中学校4.11%で、国平均(小学校1.30%、中学校5.00%)を下回っている。

※「不登校」とは、心理的、情緒的理由や社会的要因、背景などにより長期欠席したことをいう。

図表5-11 理由別長期欠席者数(30日以上欠席)

(単位:人、%)

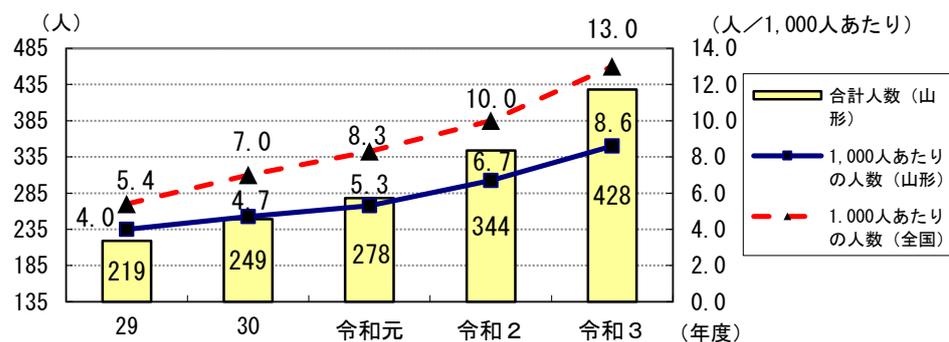
区分		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルスの感染回避	その他
小学校	平成20年度間	247(0.38)	155(0.24)	74(0.11)	—	—	18(0.03)
	平成25年度間	251(0.42)	166(0.28)	64(0.11)	—	—	21(0.04)
	平成26年度間	256(0.44)	156(0.27)	73(0.13)	2(0.00)	—	25(0.04)
	平成27年度間	212(0.37)	168(0.30)	25(0.04)	—	—	19(0.03)
	平成28年度間	264(0.48)	202(0.36)	33(0.06)	—	—	29(0.05)
	平成29年度間	306(0.56)	219(0.40)	42(0.08)	—	—	45(0.08)
	平成30年度間	332(0.62)	249(0.47)	56(0.10)	—	—	27(0.05)
	令和元年度間	375(0.72)	278(0.53)	76(0.15)	—	—	21(0.04)
	令和2年度間	471(0.92)	344(0.67)	59(0.11)	—	51(0.10)	17(0.03)
	令和3年度間	547(1.09)	428(0.86)	70(0.14)	—	27(0.05)	22(0.04)
中学校	平成20年度間	980(2.78)	857(2.43)	108(0.31)	—	—	15(0.04)
	平成25年度間	801(2.49)	735(2.28)	55(0.17)	—	—	11(0.03)
	平成26年度間	828(2.59)	714(2.23)	93(0.29)	—	—	21(0.07)
	平成27年度間	781(2.48)	701(2.22)	57(0.18)	—	—	23(0.07)
	平成28年度間	883(2.88)	752(2.45)	111(0.36)	—	—	20(0.07)
	平成29年度間	889(2.99)	801(2.69)	69(0.23)	—	—	19(0.06)
	平成30年度間	965(3.38)	861(3.01)	72(0.25)	—	—	32(0.11)
	令和元年度間	981(3.49)	875(3.12)	89(0.32)	—	—	17(0.06)
	令和2年度間	1,040(3.76)	882(3.19)	119(0.43)	—	19(0.07)	20(0.07)
	令和3年度間	1,343(4.90)	1,126(4.11)	159(0.58)	—	25(0.09)	33(0.12)

※()内の数字は、全児童・生徒数に占める理由別長期欠席者の割合

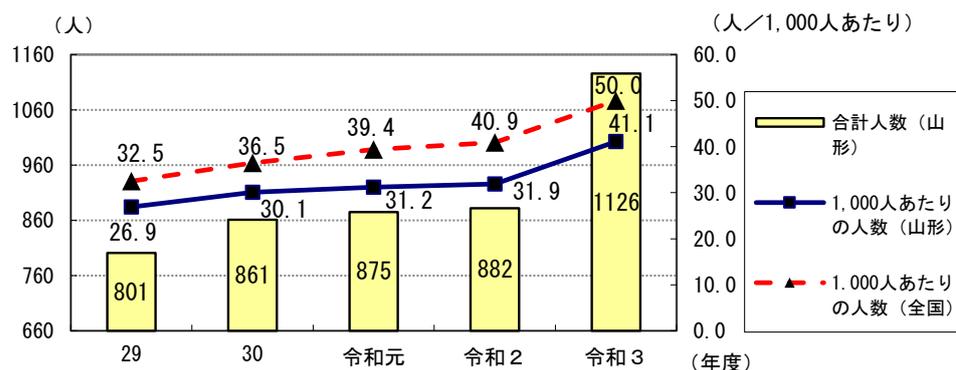
資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5-12 不登校児童・生徒数の推移

<小学校>



<中学校>

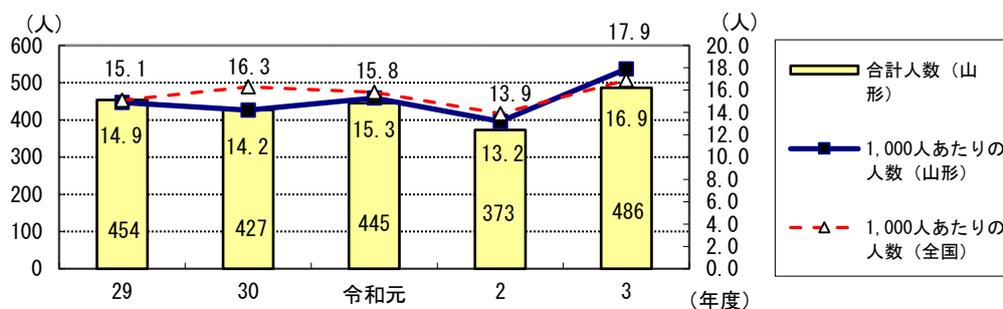


資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(3) 高等学校の不登校生徒数

令和3年度の県内高等学校における不登校生徒数は、486人で前年度より113人増加している。1,000人あたりの不登校生徒数は17.9人で、全国平均の16.9人と比べてやや多くなっている。

図表5-13 不登校生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5-14 高等学校における長期欠席者数の推移

(単位:人)

年度	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウィルスの回避	その他
H29	454	-	-	-	-	-
H30	427	-	-	-	-	-
R1	445	-	-	-	-	-
R2	641	373	139	0	10	119
R3	802	486	194	0	19	103

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※理由別の内訳については、令和2年度から公表されている。

(4) 不登校の要因

学校に係る状況としては、小中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、高等学校は「入学・転編入学・進学時の不適応」と「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多数を占めており、本人に係る状況としては、小中学校、高等学校共に「無気力・不安」が多数を占めている。また、家庭に係る状況は、小学校では18%、中学校では9.5%、高等学校では7%と、年齢が上がるにつれて減少する傾向がある。

図表5-15 不登校の要因（令和3年度）（全国）

◆小学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等への不適応	クラブ活動・部活動	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進学時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和		あそび・非行
主たるもの	81,498	245	5,004	1,508	2,637	160	10	537	1,424	2,718	10,790	1,245	10,708	40,518	3,994
主たる以外にも当てはまるもの		108	3,030	1,194	5,518	319	21	629	881	1,655	10,601	1,536	7,986	8,720	

◆中学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等への不適応	クラブ活動・部活動	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進学時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和		あそび・非行
主たるもの	163,442	271	18,737	1,467	10,122	1,414	843	1,184	6,629	3,739	8,922	2,829	18,041	81,278	7,966
主たる以外にも当てはまるもの		125	7,242	1,337	12,414	2,326	1,097	1,214	2,630	2,416	10,536	3,115	10,552	15,046	

◆高等学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	等への不適応	クラブ活動・部活動	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進学時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和		あそび・非行
主たるもの	50,985	104	4,623	249	3,176	2,194	400	422	4,777	859	1,731	973	7,610	19,977	3,890
主たる以外にも当てはまるもの		21	1,057	179	1,967	1,172	263	278	1,065	448	1,556	632	2,042	3,347	

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

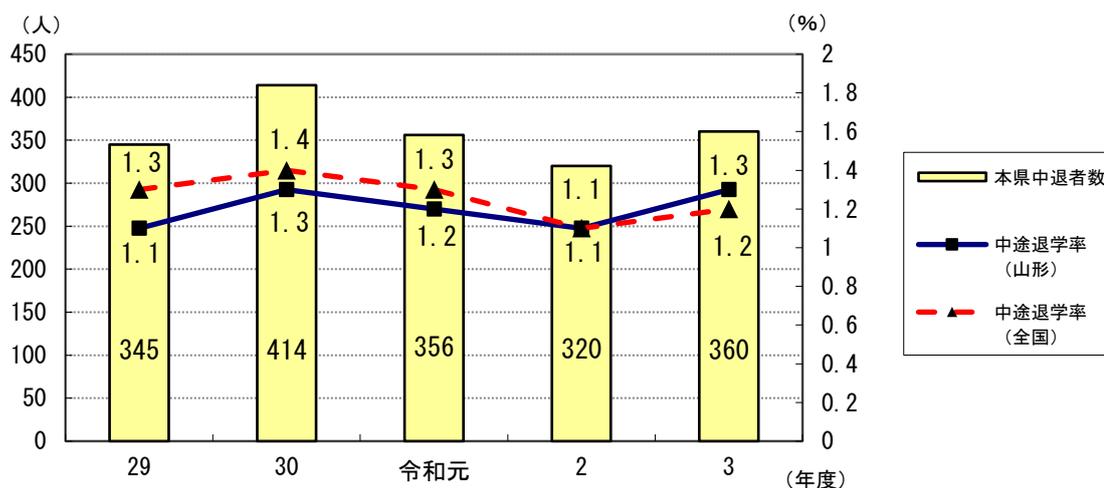
※「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき二つまで選択可。

4 高等学校における中途退学の状況について

(1) 中途退学者数と割合の推移

令和3年度の県内高等学校における中途退学者数は360人で、前年度より40人増加した。全生徒数に対する割合は1.3%で、全国平均の1.2%と同じ水準となっている。

図表5-16 中途退学者数と中途退学率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(2) 高等学校中途退学の理由について

中退の理由としては、別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものが最も多い。また、「病気・けが・死亡」と「問題行動等」によるものが前年度比で減少している。

図表5-17 高等学校における中途退学の理由

(単位：件)

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H29	9	177	115	18	2	7	11	6	345
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414
R1	11	133	144	29	1	12	14	12	356
R2	5	96	155	23	0	9	14	18	320
R3	7	111	183	15	2	13	10	19	360

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

5 障がいのある子ども・若者

(1) 身体障がい児・知的障がい児の数

令和3年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ 551 人、1,474 人となっている。

図表5-18 身体障がい児・知的障がい児の数（令和3年度）

（単位：人）

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重度	中軽度
人員数・件数	15	69	5	334	128	404	1,070
合計	551					1,474	

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

相談件数は増減を繰り返しているが、令和3年度は前年比で267件の増加となっている。

（単位：

図表5-19 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

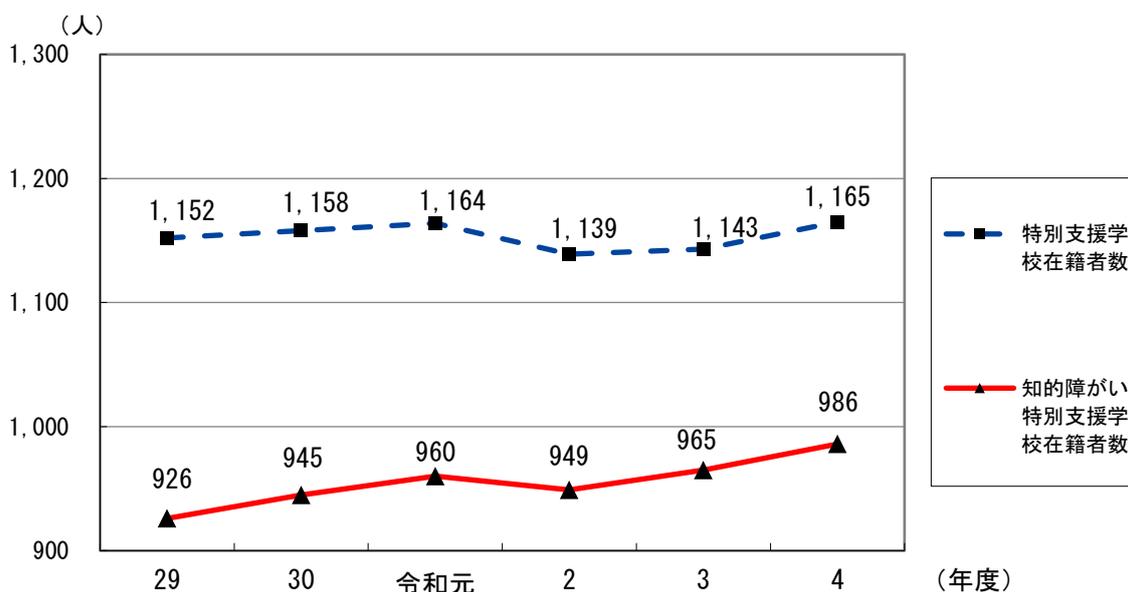
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発達障がい相談延べ件数	1,696	1,733	1,356	1,383	1,650

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

(3) 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

県内特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は、令和4年度は前年比で、22人増加した。そのうち、知的障がい特別支援学校在籍する者が占める割合は、全体の約8割にのぼる。

図表5-20 特別支援学校在籍者数

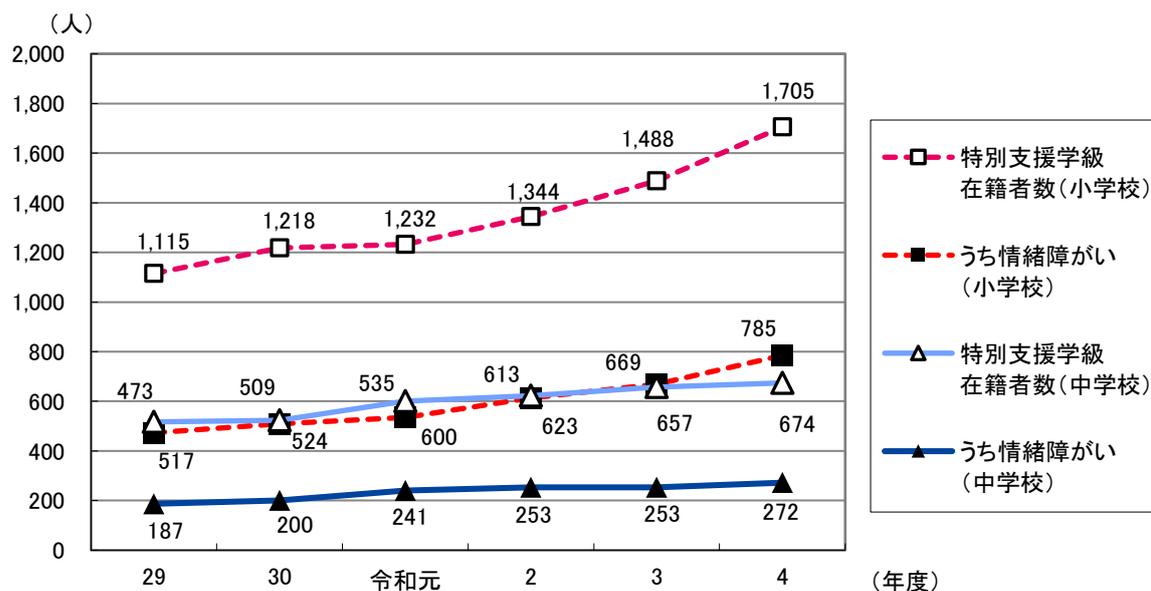


資料：山形県教育庁特別支援教育課

(4) 特別支援学級在籍者数

県内小中学校における特別支援学級在籍者数は、特別支援学校在籍者数と同様、年々増加しており、そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数の占める割合は、小学校中学校ともに4割を超えており、増加傾向である。

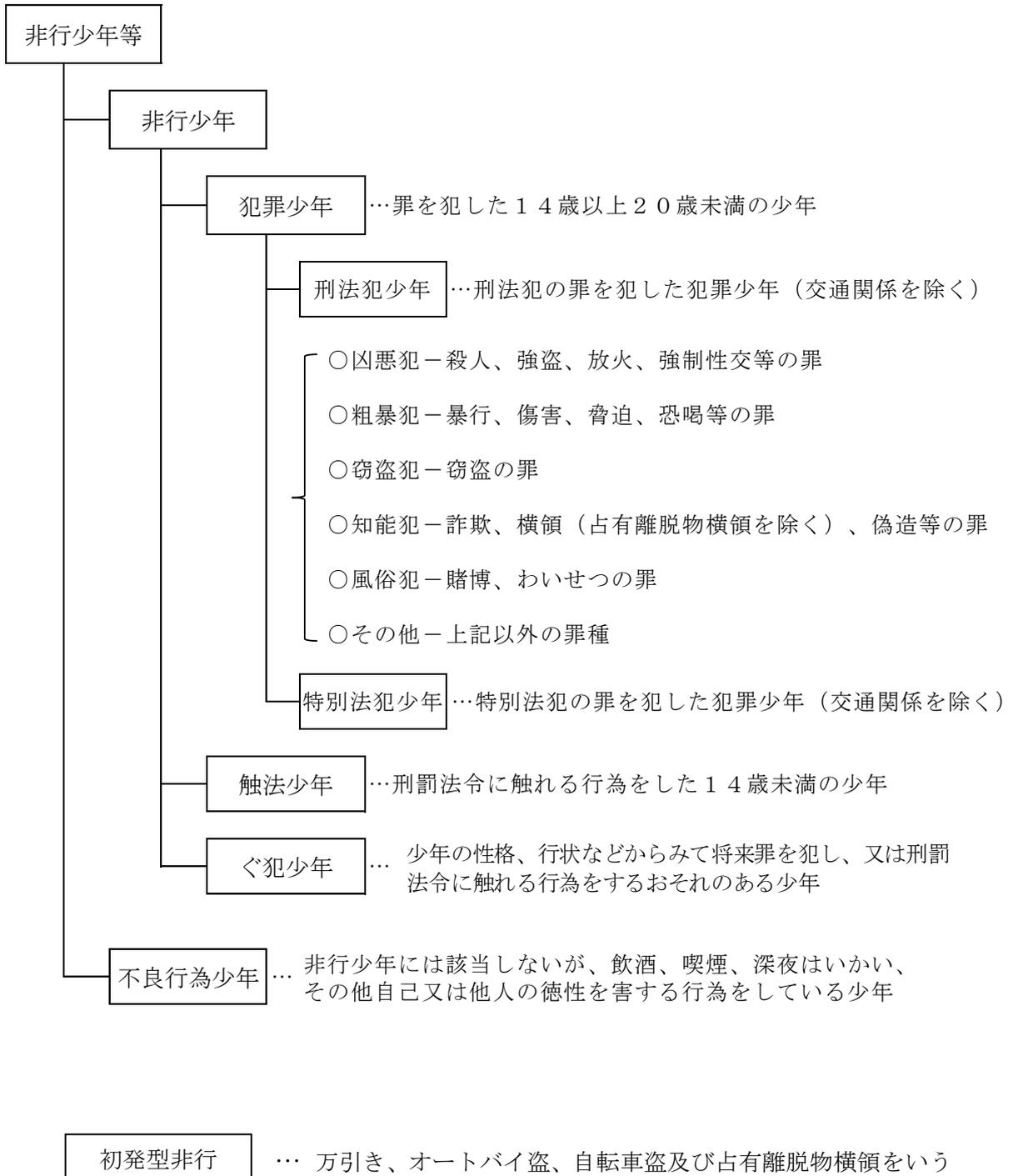
図表5-21 特別支援学級在籍者数



資料：山形県教育庁特別支援教育課

6 少年非行の状況

・用語説明



(1) 非行少年等の概況

刑法犯少年は減少傾向にあり、令和4年は統計の残る昭和25年以降で最少となった令和3年から8人増の81人となった。

触法少年については、令和4年は前年比で15人増加し、65人であった。

不良行為少年は、前年比で45人減少し、417人となった。

図表5-22 犯罪少年等の状況

(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯少年		156	107	97	73	81
特別法犯少年		18	18	14	21	19
触法少年		73	73	42	50	65
	刑法	65	66	39	50	51
	特別法	8	7	3	0	14
ぐ犯少年		1	4	0	3	1
不良行為少年		588	553	560	462	417

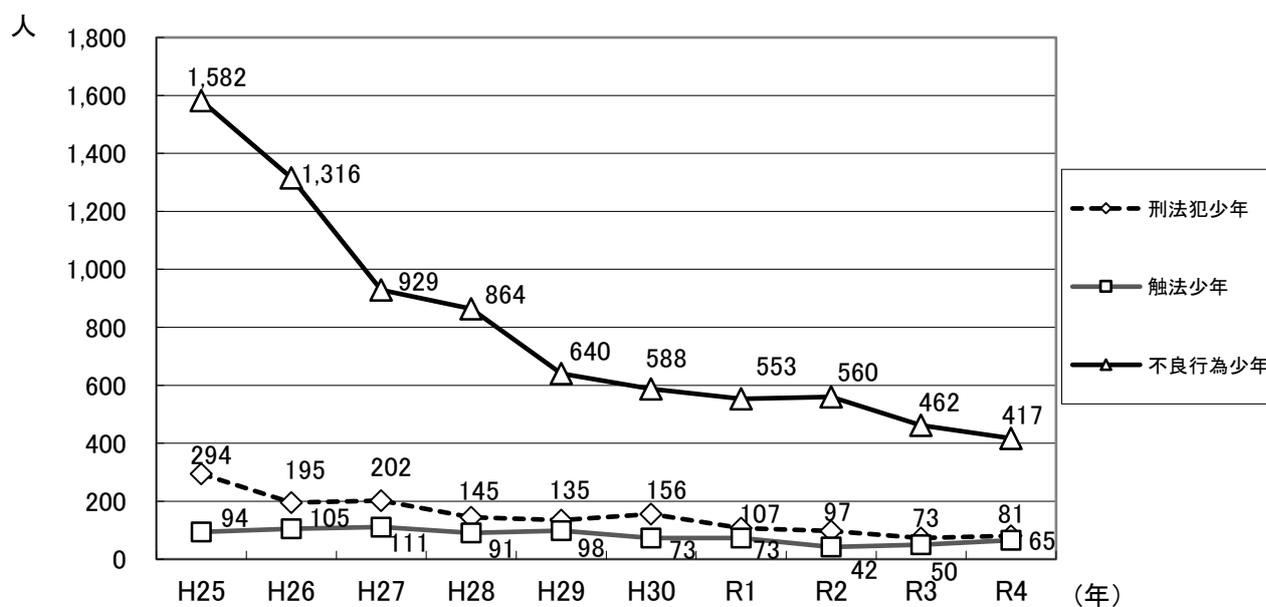
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-23 刑法犯少年等の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯少年	294	195	202	145	135	156	107	97	73	81
触法少年	94	105	111	91	98	73	73	42	50	65
不良行為少年	1,582	1,316	929	864	640	588	553	560	462	417

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-24 刑法犯少年等の推移



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(2) 刑法犯少年

刑法犯少年の内、自転車盗や万引きなどの「初発型非行」が比較的高い割合を占めている。

学職別では、高校生と有職が高い割合を占める。高校生は近年減少傾向であるが、令和4年は前年比で13人増加し、38人となった。

図表5-25 刑法犯少年の状況

【罪種別】

(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		156	107	97	73	81
凶悪犯		6	1	1	2	0
粗暴犯		50	40	25	26	18
窃盗犯		75	42	49	27	30
	自転車盗	13	11	10	6	4
	万引き	42	23	18	11	15
知能犯		5	5	5	4	2
風俗犯		0	0	0	4	2
その他		20	19	17	10	29

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

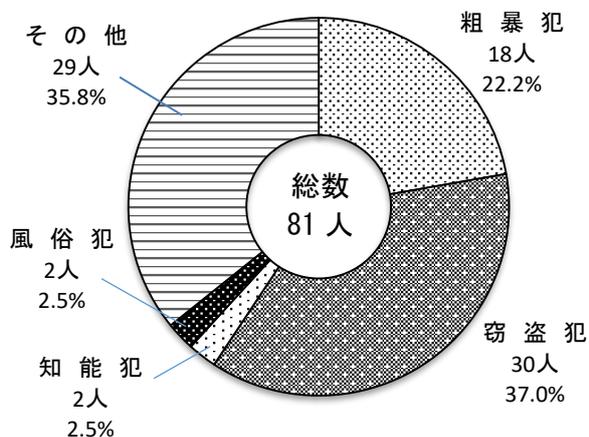
(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		156	107	97	73	81
中学生		19	15	16	12	10
高校生		69	48	43	25	38
大学生		3	8	3	2	5
その他学生		3	3	2	1	1
有職		47	22	22	25	21
無職		15	11	11	8	6

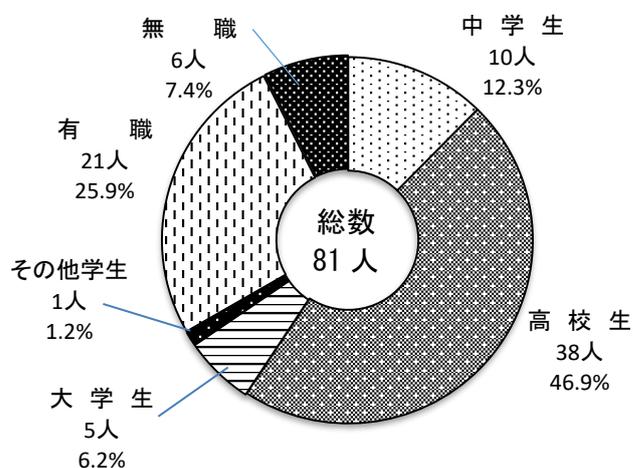
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-26 刑法犯少年の状況

【罪種別】



【学職別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(3) 特別法犯少年

令和4年の特別法犯少年は19人で、前年から2人減少した。主なものは、軽犯罪法が3人、児童買春・児童ポルノ法が2人、県迷惑防止条例、県青少年健全育成条例、児童福祉法、不正アクセス禁止法が各1人となっている。

学職別で見ると、令和4年は前年比で中学生が2人増加している。

図表5-27 特別法犯少年の状況

【罪種別】

(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		18	18	14	21	19
軽犯罪法		3	5	0	4	3
県迷惑行為防止条例		2	2	1	2	1
県青少年健全育成条例		1	1	2	4	1
児童買春・児童ポルノ法		7	10	4	3	2
銃刀法		1	0	0	0	0
児童福祉法		0	0	0	0	1
不正アクセス禁止法		0	0	0	0	1
廃棄物処理法		1	0	0	0	0
水産資源保護法		2	0	0	0	0
商標法		1	0	0	0	0
その他		0	0	7	8	10

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

(単位:人)

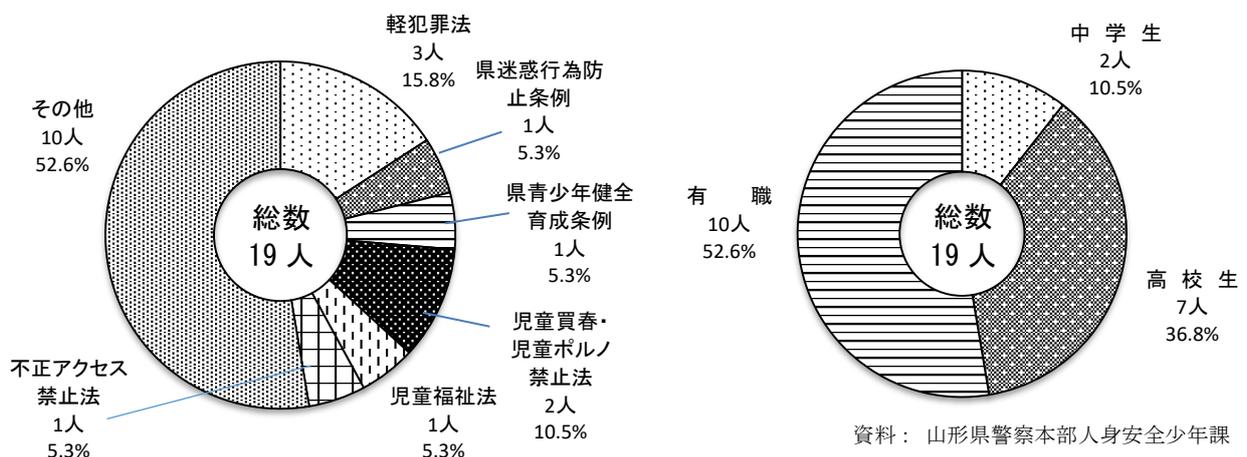
区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		18	18	14	21	19
中学生		2	4	1	0	2
高校生		7	13	3	11	7
大学生		0	0	0	0	0
その他学生		0	0	0	0	0
有職		7	1	10	10	10
無職		2	0	0	0	0

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-28 特別法犯少年の状況

【罪種別】

【学職別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(4) 触法少年

令和4年の触法少年（刑法）における行為別では、最も多くを占める窃盗犯が23人で、前年比で7人減少した。

学職別では、小学生が前年比で4人増加している。

図表5-29 触法少年の状況（刑法）

【行為別】

（単位：人）

区分 \ 年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	65	66	39	50	51
凶悪犯	0	0	0	1	0
粗暴犯	7	19	7	13	18
窃盗犯	43	40	22	30	23
自転車盗	2	1	0	0	2
万引き	31	33	19	26	16
知能犯	1	0	1	0	1
風俗犯	1	1	3	1	1
その他	13	6	6	5	8

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

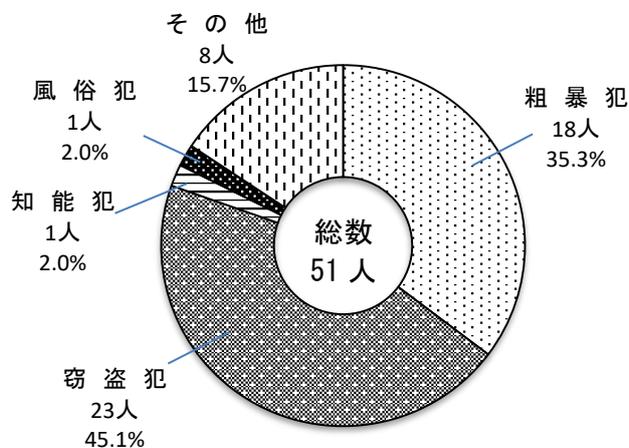
（単位：人）

区分 \ 年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	65	66	39	50	51
未就学	0	0	0	0	0
小学生	44	47	21	32	36
中学生	21	19	18	18	15

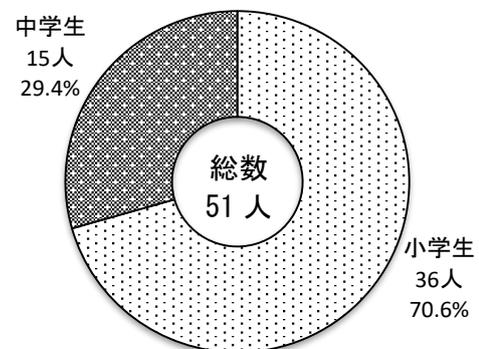
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-30 触法少年の状況（刑法）

【行為別】



【学職別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

(5) ぐ犯少年

令和4年に、ぐ犯少年として家庭裁判所に送致された少年は0人、児童相談所に通告された少年は1人だった。

(6) 不良行為少年

令和4年は、行為別では、深夜はいかい、喫煙、飲酒が上位3位を占め、それぞれ139人（前年比-28人）、108人（前年比+14人）、54人（前年比-3人）だった。

学職別では、高校生が184人と最も多いが、前年比で48人減少した。

図表5-31 不良行為少年の状況

【行為別】

(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		588	553	560	462	417
飲酒		57	61	46	57	54
喫煙		123	75	114	94	108
粗暴行為		15	21	16	13	16
暴走行為		0	1	0	7	11
家出		63	53	25	27	31
無断外泊		11	14	10	3	6
深夜はいかい		230	224	206	167	139
怠学		26	12	9	12	13
不健全性的行為		9	11	5	5	2
不良交友		7	0	8	0	1
不健全娯楽		5	2	1	0	2
その他		42	79	120	77	34

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

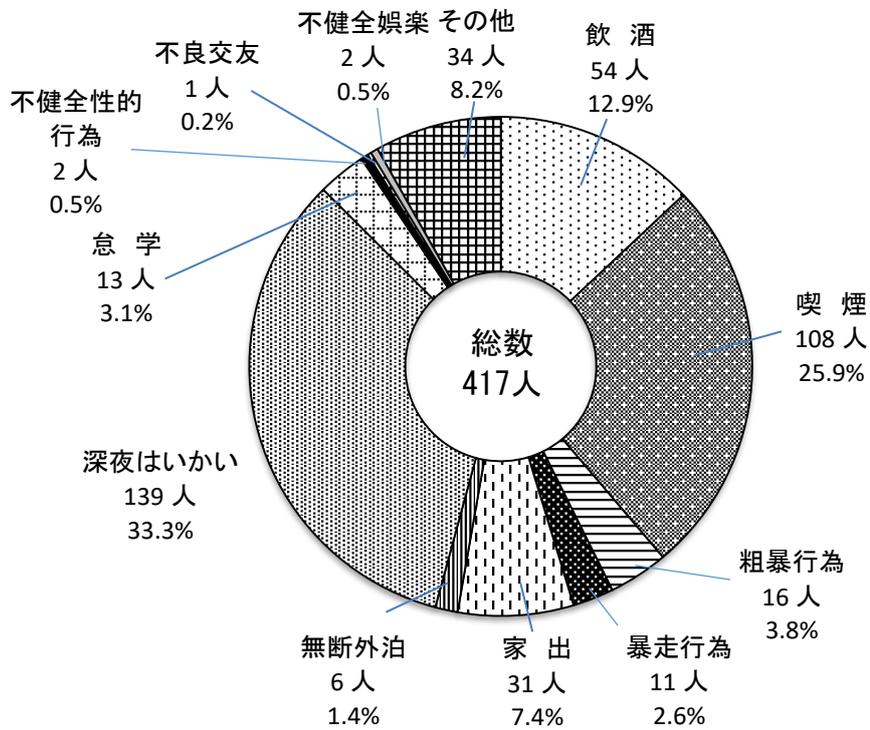
(単位:人)

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		588	552	560	462	417
未就学		0	0	0	0	0
小学生		30	13	6	15	17
中学生		87	65	42	35	52
高校生		286	268	308	232	184
大学生		26	32	20	27	15
その他学生		8	25	12	9	13
有職		99	116	133	90	98
無職		52	33	39	54	38

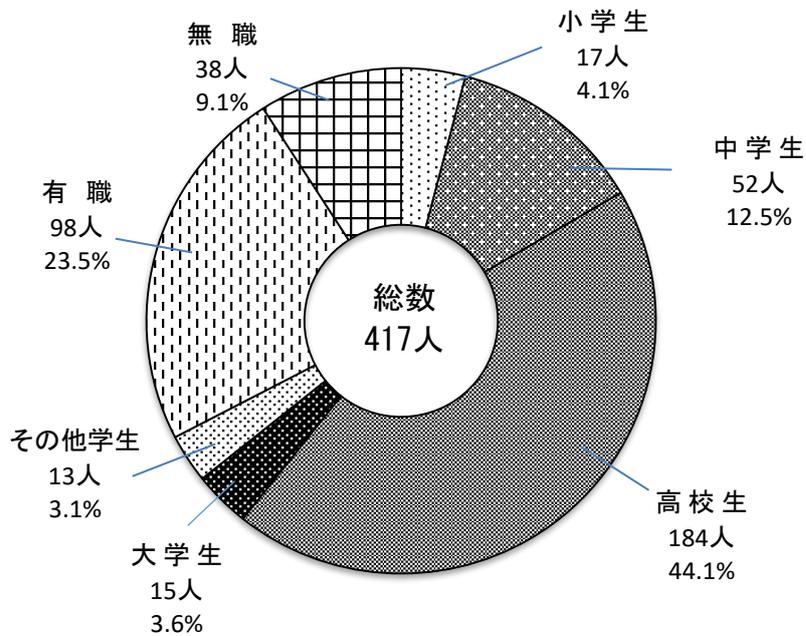
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-32 不良行為少年の状況

【行為別】



【学識別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

7 いじめの認知件数

令和3年度の本県小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は昨年度比1,047件増の13,492件で、過去一番目に高い認知件数となった。

1000人あたりの認知件数は、126.4件で前年度より12.4件増加しており、全国平均の47.7件を大幅に上回る状況となっている。

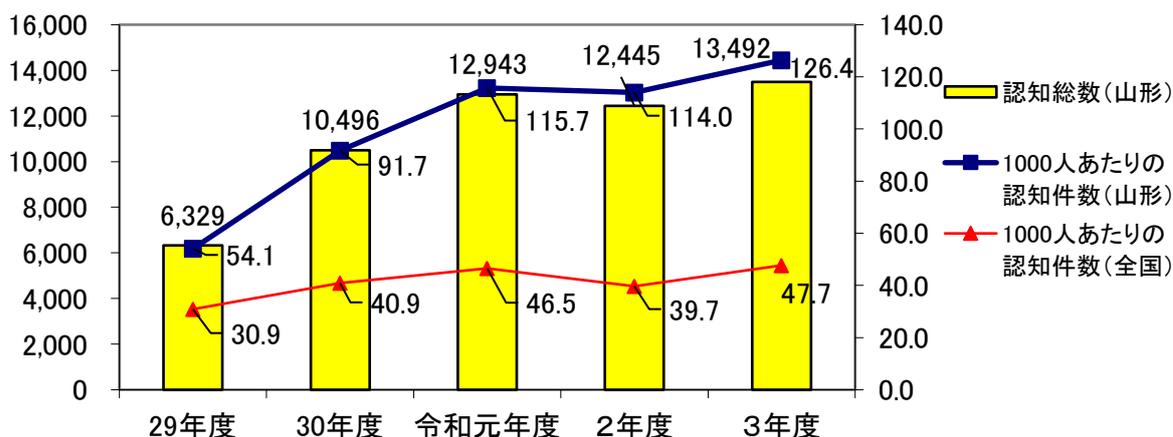
各学校が初期段階のいじめも含め積極的に認知したことが、認知件数増加につながったと考えられる。

図表5-33 いじめの認知件数の推移

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人あたりの認知件数
						* () 内の数字は、全国平均。
H29	4,033	1,750	465	81	6,329	54.1 (30.9)
H30	7,765	2,133	503	95	10,496	91.7 (40.9)
R1	9,975	2,493	456	73	12,943	115.7 (46.5)
R2	10,363	1,773	263	46	12,445	114.0 (39.7)
R3	11,075	2,078	274	65	13,492	126.4 (47.7)

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5-34 いじめの認知件数の推移（小中高特合計）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※いじめの定義

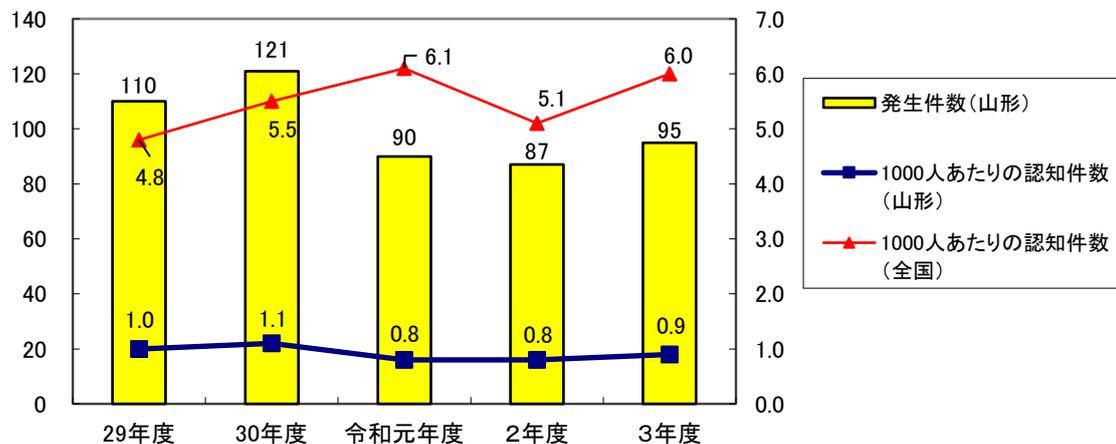
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

8 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後、国では4～6件前後で推移している。

図表5-35 暴力行為の発生件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

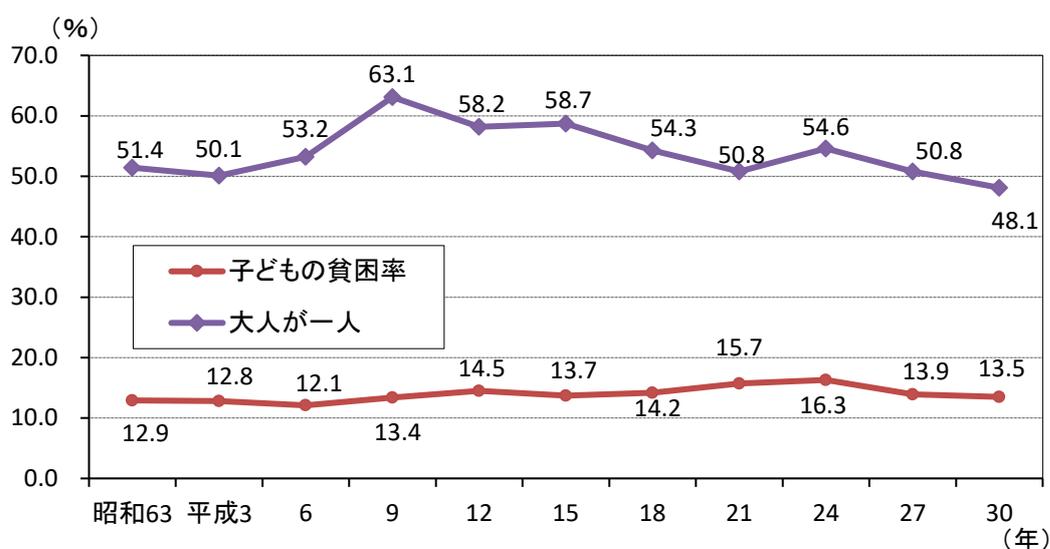
9 子どもの貧困

(1) 子どもの貧困率（全国）

令和元年度国民生活基礎調査（平成30年実績）による「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%、また、「子どもの貧困率（17歳以下）」は13.5%と平成27年比で0.4ポイント低下した。

一方、「子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）」の貧困率は、12.6%となっている。そのうち、「大人が一人（ひとり親世帯）」の貧困率は48.1%となっている。

図表5-36 子どもの貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表5-37 貧困率の推移

(単位: %)

	昭和63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	新基準
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
- 2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
- 3 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。
- 4 平成30年の「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
- 5 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 6 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(2) 生活保護世帯の増加

令和4年4月現在で、山形県の生活保護世帯数は4,850世帯、被保護人員は5,756人となり、平成29年4月に比べ1,358世帯、1,924人の減少となっている。本県の世帯数、被保護人員の減少率は、全国の減少率と比較して大きくなっている。

図表5-38 生活保護の状況

(単位：世帯、人、%)

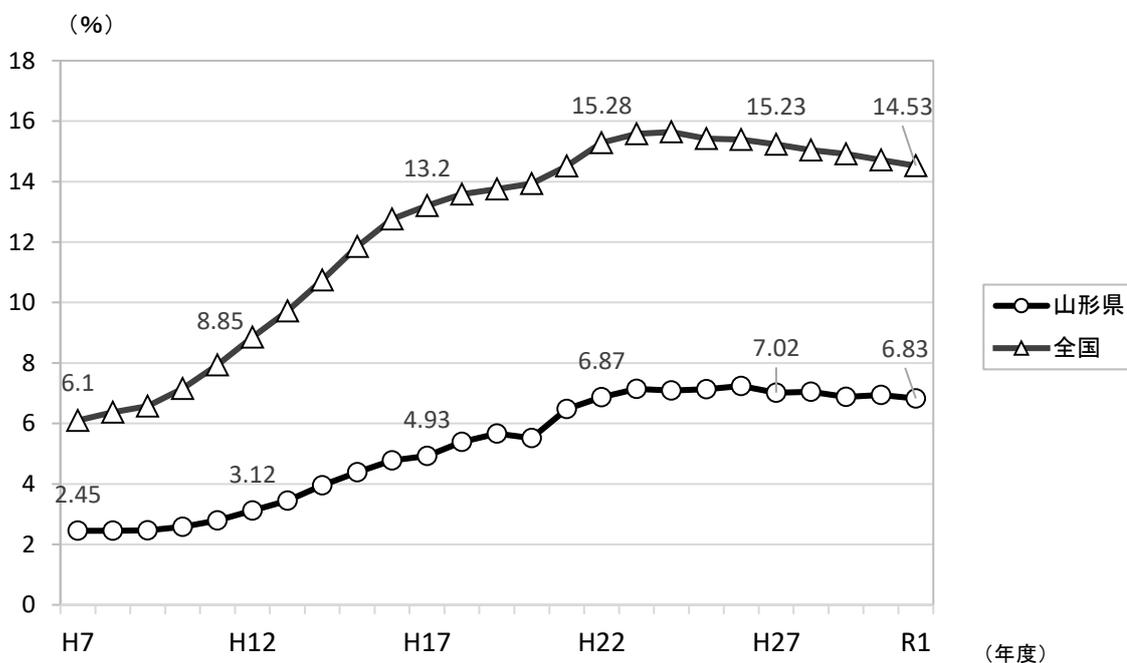
		平成29年4月	令和4年4月	増減数	増減率
世帯	山形県	6,208	4,850	-1,358	▲ 21.9
	全国	1,637,405	1,637,490	85	0.0
被保護人員	山形県	7,680	5,756	-1,924	▲ 25.1
	全国	2,131,676	2,023,665	-108,011	▲ 5.1

資料：厚生労働省「被保護者調査」

(3) 就学援助を受けている児童生徒の増加

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、令和元年度は5,420人となり、全児童生徒総数の6.83%を占めている。これは、全国の半分以下の水準であるものの、平成7年度の2倍以上の水準となっている。

図表5-39 要保護・準要保護児童生徒割合（学用品費等）



資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

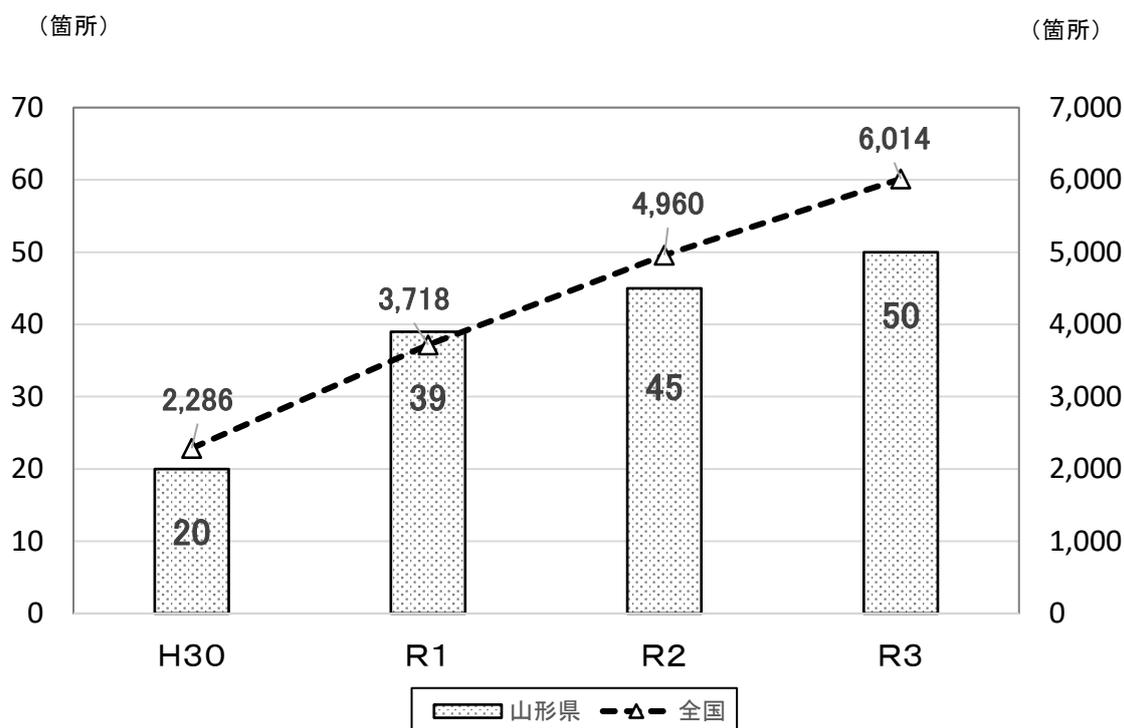
(4) こども食堂（地域食堂）の実施箇所数

県内で実施されているこども食堂（※）の箇所数は、令和3年度で50箇所となり、3年前の平成30年度から2倍以上に増えている。

全国でのこども食堂の実施箇所数は、近年1,000箇所前後で増加しており、令和3年度は前年度比で1,054箇所増加している。

（※）子どもが1人でも安心して利用できる無料又は低額の食堂。多くは子どもだけではなく地域住民が誰でも利用できるようになっており、「子どもの貧困対策」と「地域交流拠点」の2つの大きな軸がある。

図表5-40 こども食堂の実施箇所数



資料：「山形県」は山形県子ども家庭支援課、「全国」はNPO法人こども食堂支援センター・むすびえおよび地域ネットワーク団体調べ

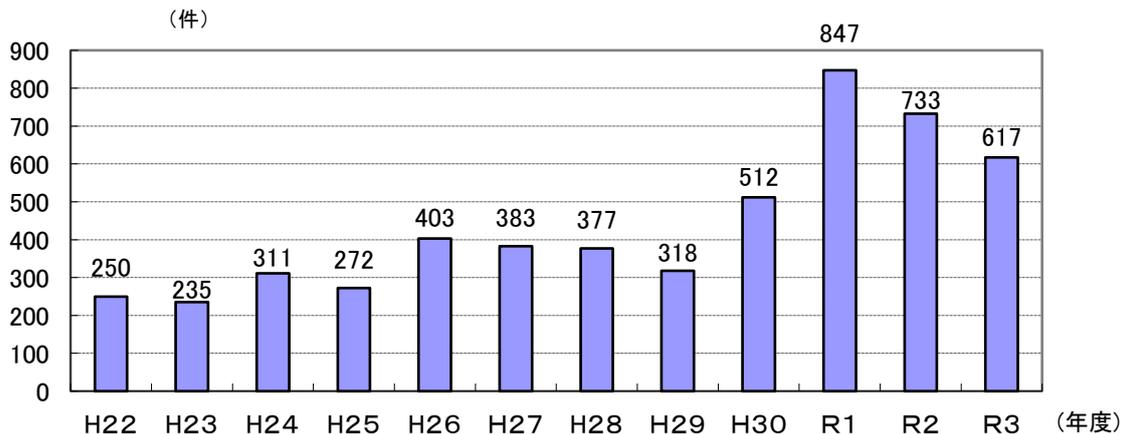
注 こども食堂は自治体等への届け出を要しない民間活動であるため、上記は「把握できた」数字である。

10 子どもの虐待

(1) 児童虐待の状況

虐待と認定された件数は、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり、平成16年度以降200件を超える件数で推移している。令和3年度は617件となり、過去3番目に多くなっている。

図表5-41 児童虐待の認定件数



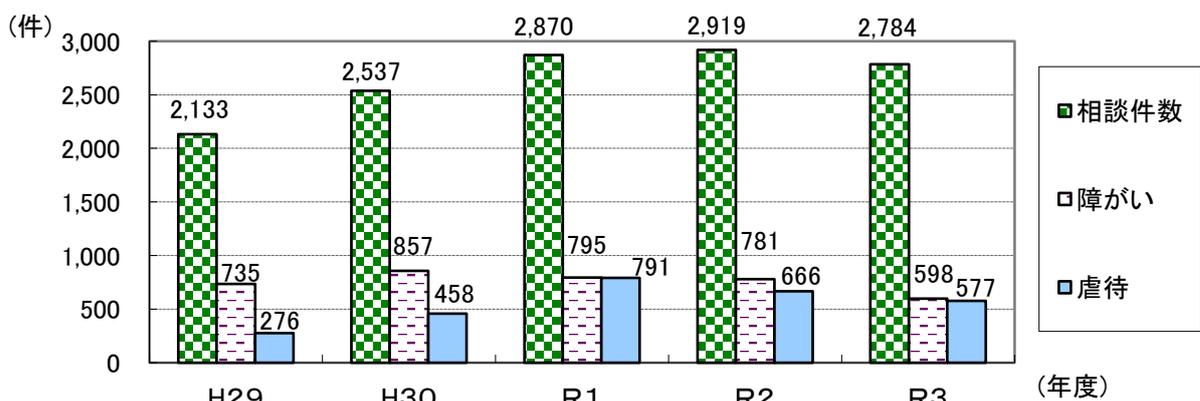
資料：山形県子ども家庭支援課

中央児童相談所と庄内児童相談所の令和3年度の相談件数の合計は2,784件で、前年度より135件減少、児童虐待に関する相談は577件と前年度より89件減少した。相談内容のうち養護に関する相談が最も多く、相談件数の約35%となっている。

図表5-42 児童相談所の相談件数と相談内容

(単位: 件)

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H29	2,133	525	276	19	735	61	568	225
H30	2,537	808	458	17	857	61	581	225
R1	2,870	1,243	791	3	795	65	586	178
R2	2,919	1,191	666	4	781	25	577	341
R3	2,784	964	577	7	598	25	823	367



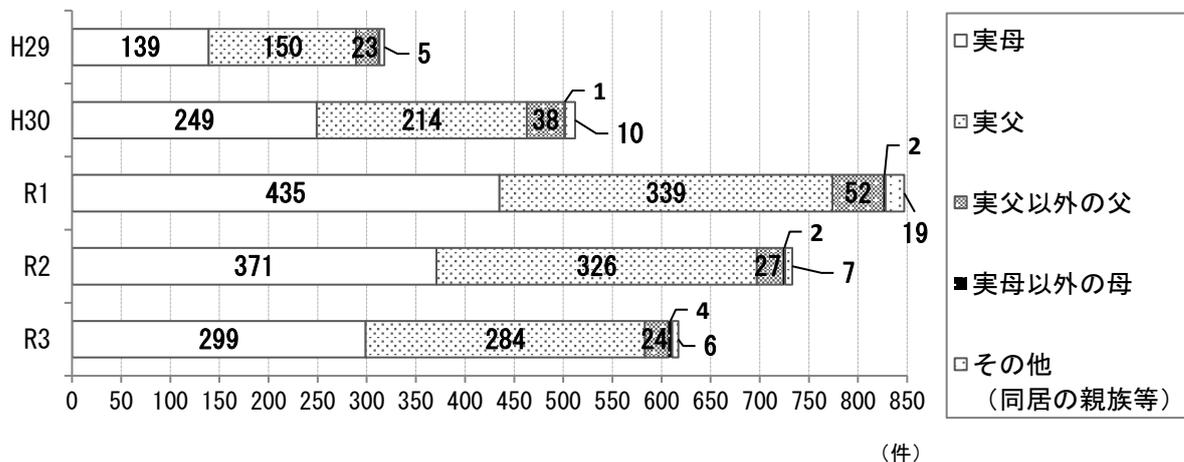
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 児童虐待の内容

令和3年度の主な虐待者については、実母が299件(48.5%)で最も多く、次いで実父が284件(46.0%)となっている。

図表5-43 主な虐待者

(年度)

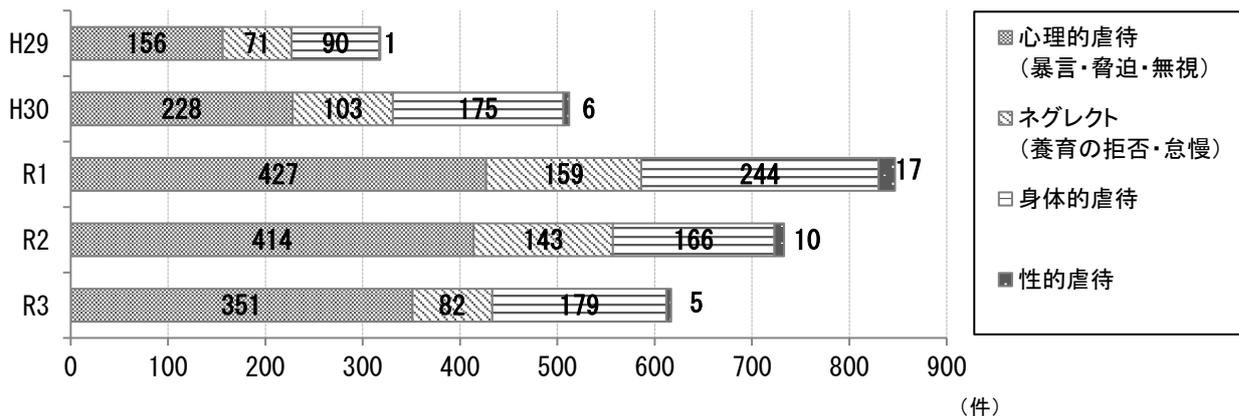


資料：山形県子ども家庭支援課

令和3年度の虐待の種類は、心理的虐待が351件(56.9%)と最も多く、次いで身体的虐待が179件(29.0%)、ネグレクトが82件(13.3%)となっている。

図表5-44 虐待の種類

(年度)



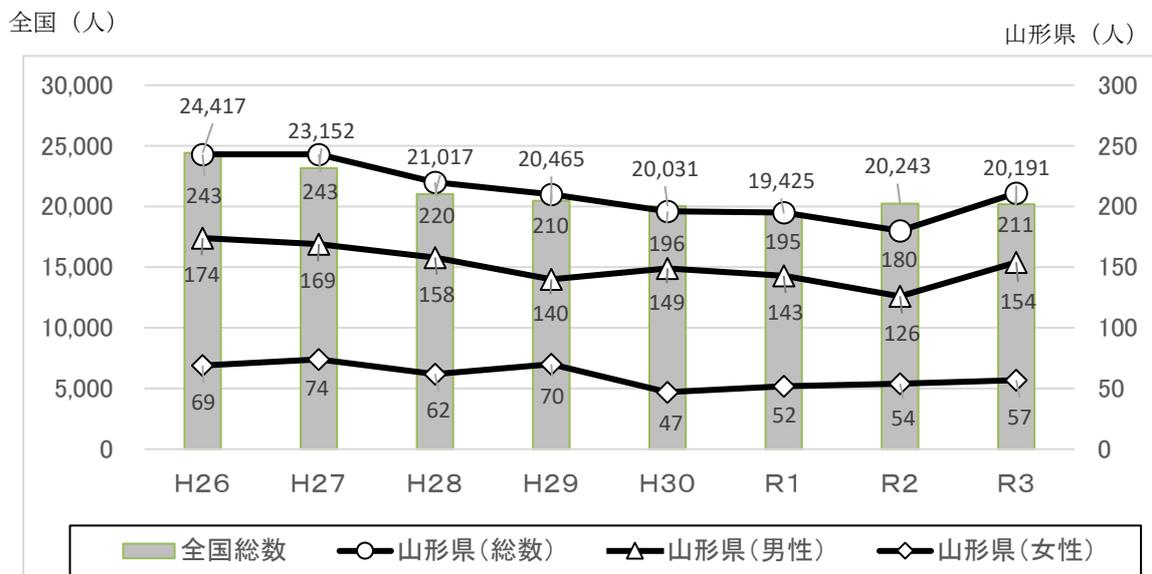
資料：山形県子ども家庭支援課

1 1 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

本県の自殺者数は平成 18 年の 381 人をピークに減少傾向にあったが、令和 3 年の自殺者数は 211 人で、前年に比べ 31 人増加した。全国の自殺者数は、令和 3 年は 20,191 人で、近年は 20,000 人前後で推移している。

図表 5-45 自殺者数の推移



(2) 男女別の自殺の状況

令和 3 年の男女別では、男性が 154 人 (73.0%)、女性が 57 人 (27.0%) となり、男性の自殺者数が全体の 7 割を占め、女性の 2 倍以上となっている。若者 (10 代~30 代) については、男性が 43 人 (男性のうち 27.9%)、女性が 10 人 (女性のうち 17.5%) となっており、全体の 25.1% が若者の自殺者となっている。

図表 5-46 年齢階級別・男女別の自殺の状況

